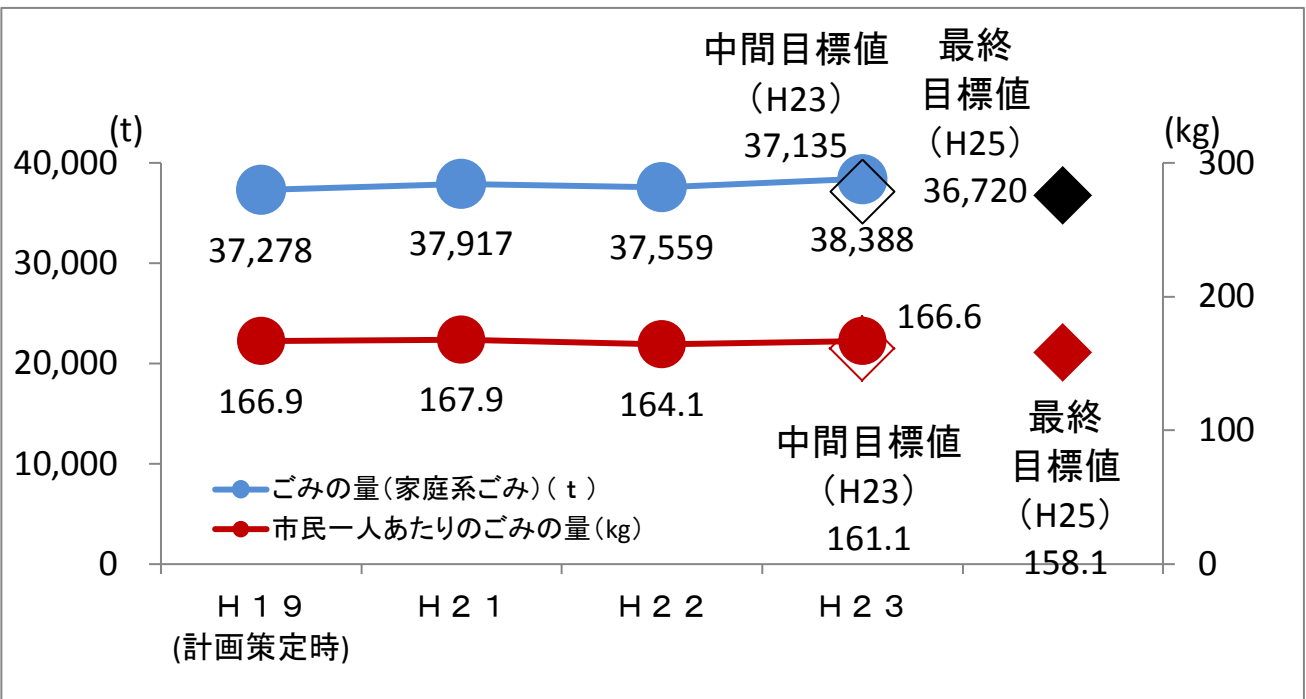
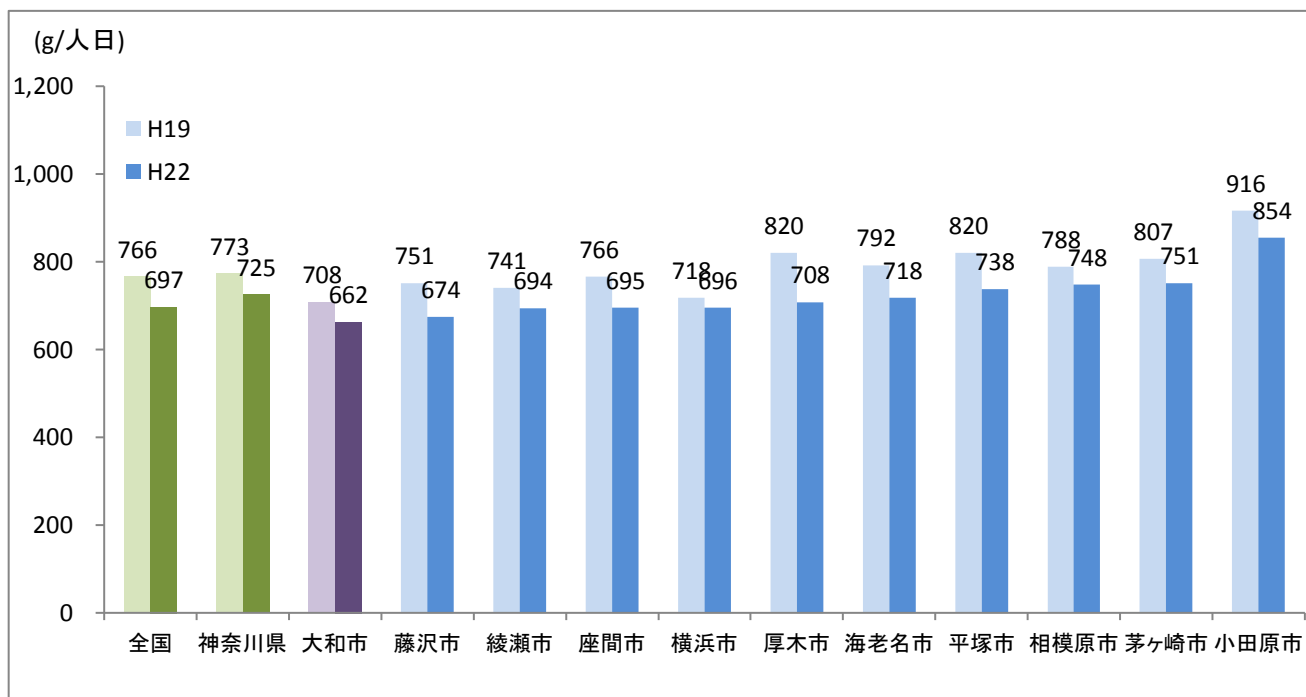


182. 年間ごみ排出量（家庭系） * 一部成果を計る指標

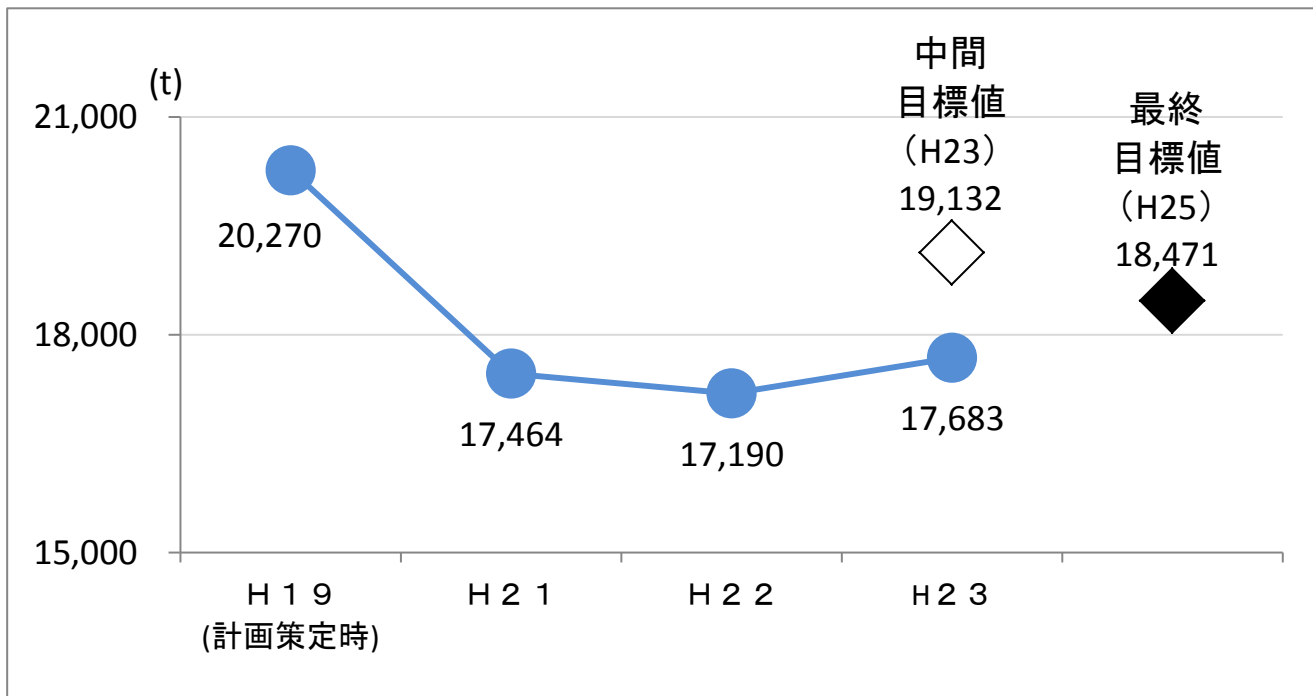


183. 1人1日当たりの生活系ごみ排出量(他市等比較) ※環境省：廃棄物処理実態調査より

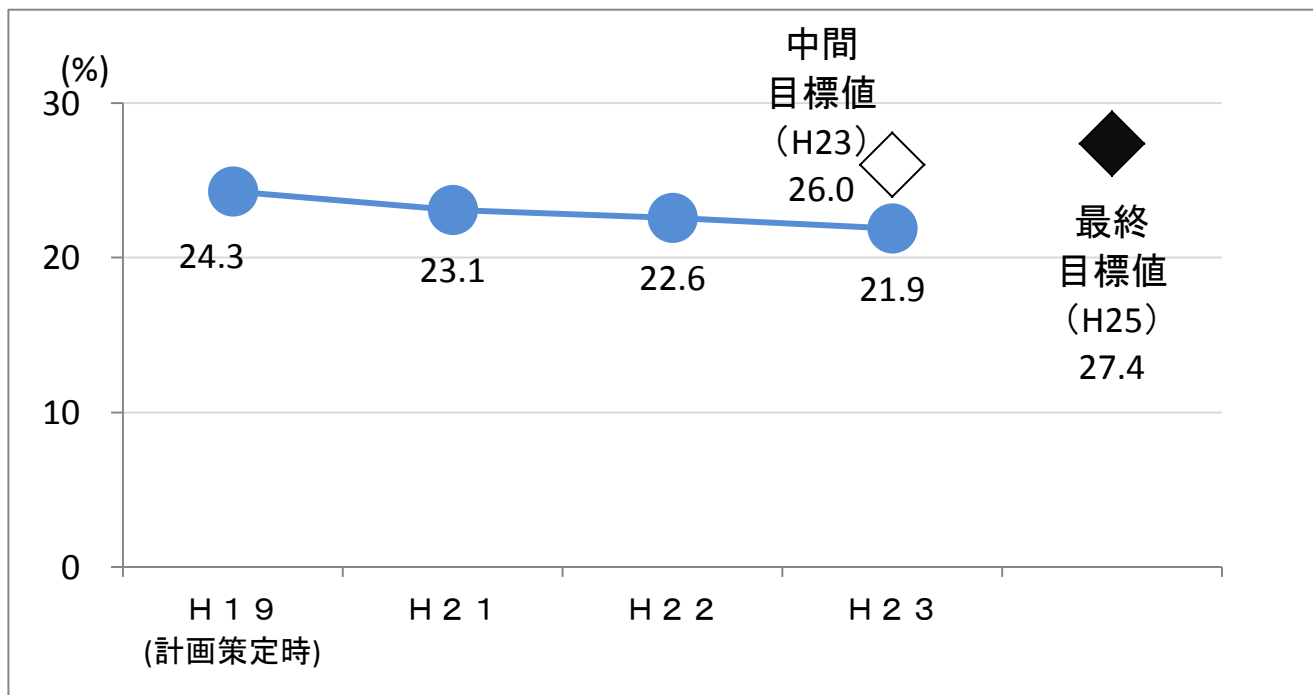


- ・1人1日当たりの生活系ごみ排出量＝生活系ごみ(生活系ごみ収集量+集団回収量)*10^6/総人口/365
- ・家庭系...家庭から出される、燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ。
- ・生活系...家庭系と同義
- ・人口は、環境省データは、10/1住基人口、市データは10/1国勢調査確定値を採用。

184. 年間ごみ排出量（事業系） * 成果を計る指標



185. リサイクル率 * 成果を計る指標

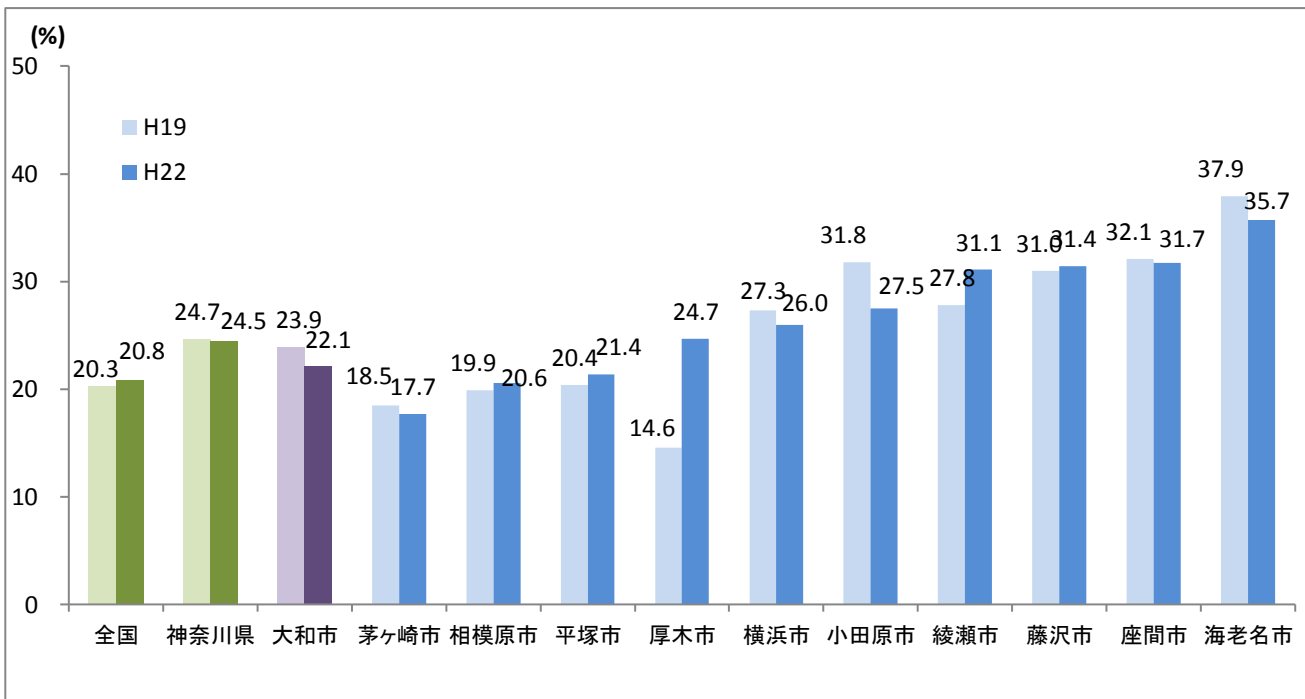


・リサイクル率＝総資源化量 ÷ 総排出量 × 100

総資源化量 ＝ 不燃物リサイクル量＋処理困難物資源化量＋焼却灰資源化量（エコメント化等）＋資源回収量の内のリサイクル量

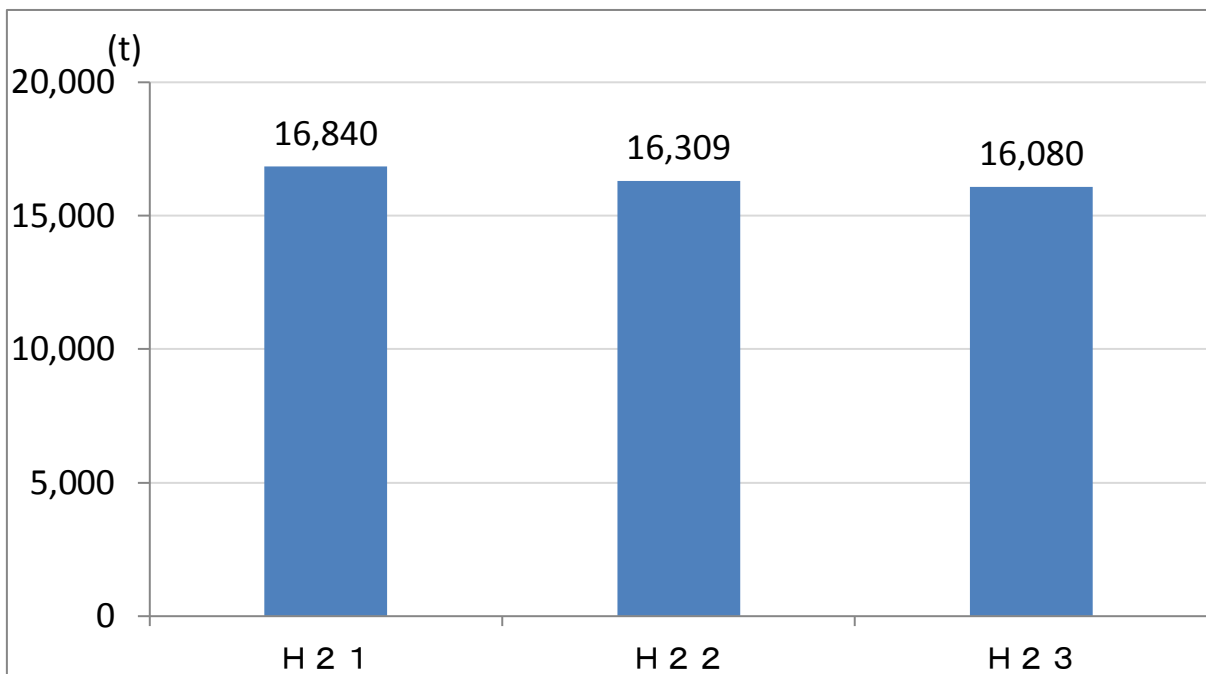
総排出量 ＝ ごみ総量＋資源回収量

186. リサイクル率（他市等比較）※環境省：廃棄物処理実態調査より



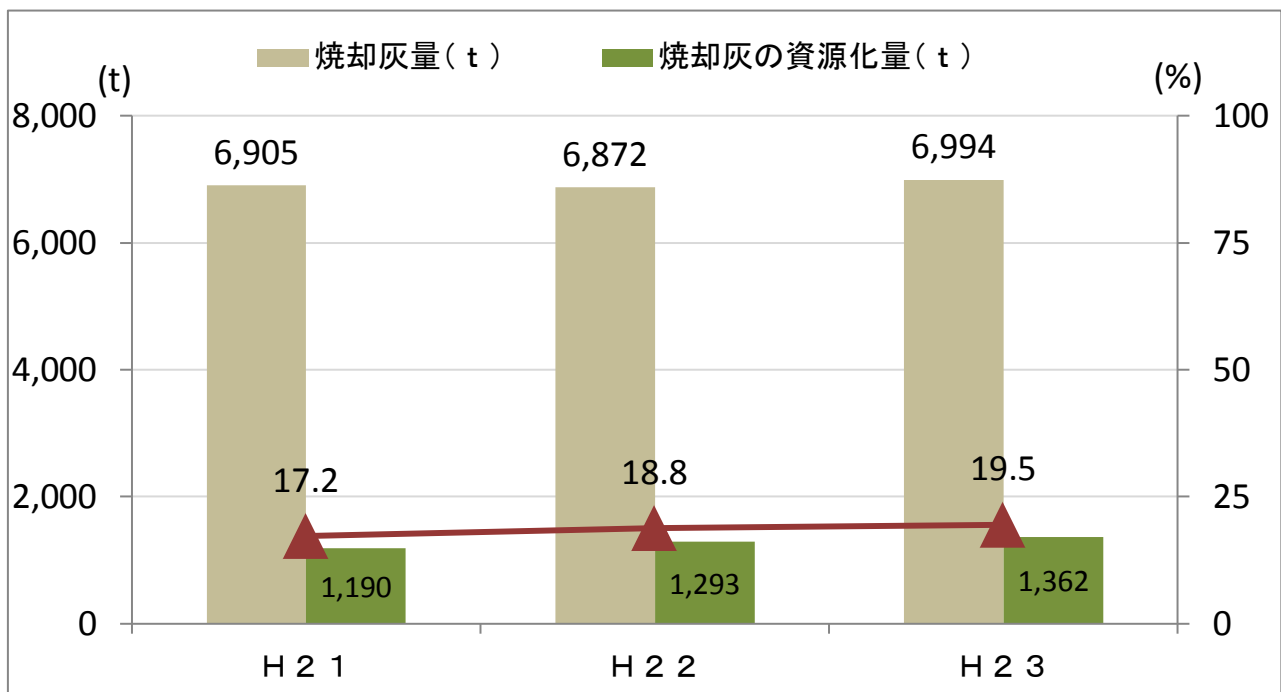
- ・リサイクル率 $R = (\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量}) / (\text{ごみ処理量} + \text{集団回収量}) \times 100$
- ・環境省データと市データの資源化量の差は、焼却灰の資源化量。環境省では、市から排出した量から、実際に資源化した数字を採用している。水分やゴミなどの量が差し引かれている。

187. 資源回収量



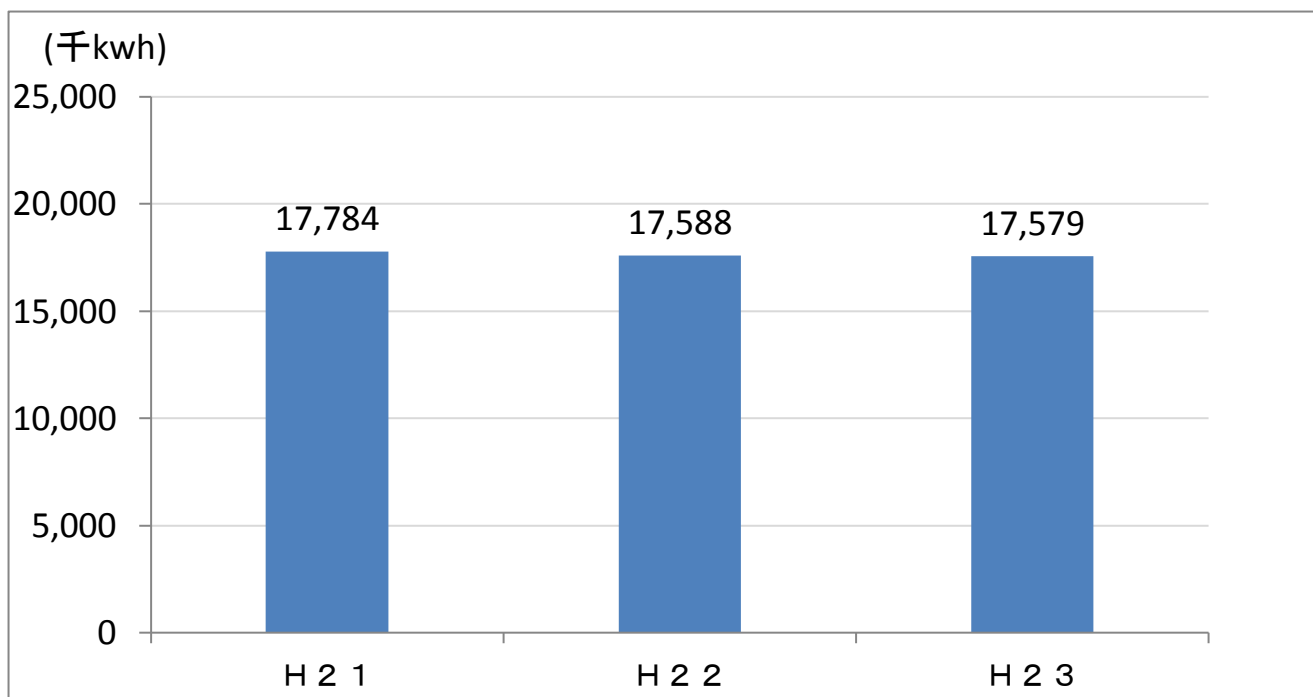
- ・資源回収量...基本的にリサイクルステーションで回収している資源物の量。
- ・資源...紙類、布類、ビン、缶、その他プラなど

188. 焼却灰の資源化量



・焼却灰の資源化量...焼却灰をセメント等の材料等資源として資源化した量のこと。

189. ごみ焼却による発電電力



・ごみ焼却＝燃やせるごみ＋燃やせないごみのうち破碎したのちにするプラなど＋その他プラの一部
 ・発電の用途＝環境管理センター、引地台公園、引地大野球場及び温水プールで使用（消費電力量の約95%を賄っている）、売電（発電電力のうち約33%）

190. 予算額の推移（めざす成果 4-1-1に係る事業費のみ）

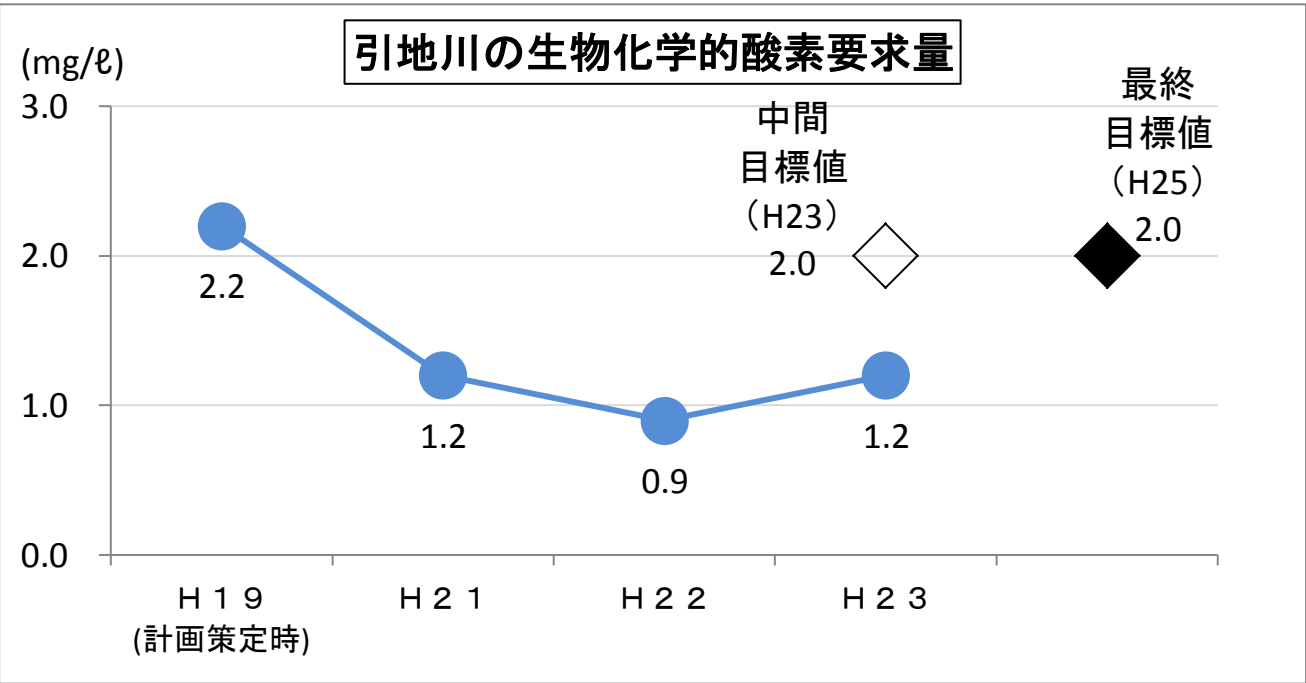
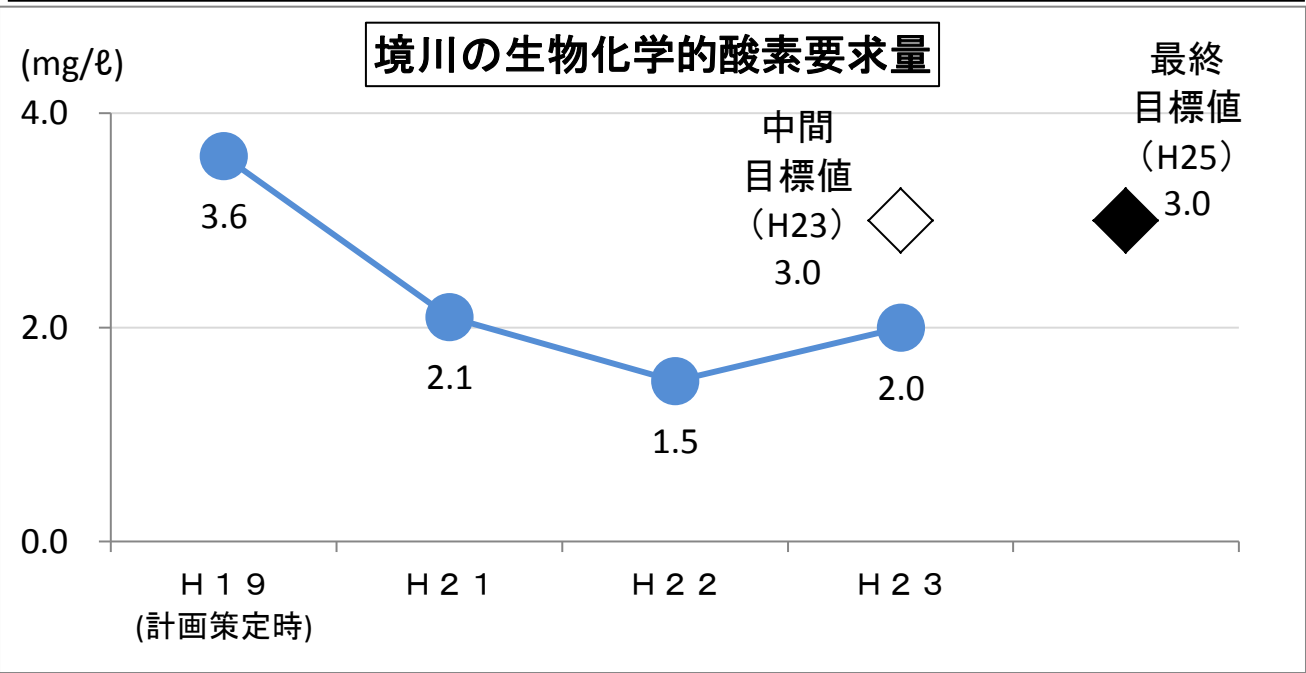
	21年度	22年度	23年度
	予算額 2,303,809	予算額 2,198,086	予算額 2,224,743
予算額及び 財源内訳 (単位:千円)	その他 1,117,633 一般財源 1,186,176	その他 1,037,759 一般財源 1,160,327	その他 998,000 一般財源 1,226,743
新たな 取り組み等	・指定ごみ袋の価格を引き下げ(40 リットル:80 円→64 円) ・指定ごみ袋サイズ追加(30 リットル)		・「大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例」に罰則規定を追加(施行は H24.4.1 から)

191. 関係する個別計画

計画等名称	策定年月 (予定年月)	計画期間 (始期)	計画期間 (終期)	主な内容や目的	計画の根拠	制定義務
大和市地球温暖化対策実行計画	H23. 6	2008	2030	大和市の区域及び事務事業での温室効果ガス削減に対する中長期目標の設定、及びその施策展開を示し、低炭素都市の形成を推進する。	地球温暖化対策の推進に関する法律	義務
大和市生活排水処理基本計画	H20. 10	H20	H29	生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点から、生活排水処理率の目標を定めるなど、将来の方向性を示すもの。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律等	義務
大和市ごみ処理基本計画	H21. 8	H21	H30	ごみ処理に関する基本的な事項について定めるもので、今後の廃棄物行政における長期的かつ総合的な指針となるもの。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律等	義務
神奈川県 大和・高座地域循環型社会形成推進地域計画	H22. 12	H23	H27	国の循環型社会形成推進交付金を活用して一般廃棄物処理施設の整備を進めるに当たり必要な計画であり、循環型社会を形成していく上で必要な将来目標、施設整備、方策等を記載し、国へ提出するもの。	循環型社会形成推進交付金交付要綱等	義務
大和高座ブロックごみ処理広域化実施計画	H20. 3	H20	H29	循環型社会への転換を目指し、従来の市町村の枠組みを超え、より効率的かつ安全・安定的なごみの処理を確立する。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律等	義務
大和市 緑の基本計画	H22. 4	H22	H30	都市計画区域内における緑地の保全や緑化の推進に関する施策を総合的・計画的に実施する。	都市緑地法	任意
大和市分別収集計画（第 6 期）	H22. 7	H23	H27	容器包装廃棄物の 3 R を推進し、市民・事業者・行政が一体となって循環型社会を形成する。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の推進等に関する法律	義務
大和市環境基本計画	H20. 3	H20	H42	大和市環境を守り育てる基本条例に基づき、環境保全等のための個別の施策を総合的かつ計画的に推進する上での、よりどころとなるもの。	環境基本法 大和市環境を守り育てる基本条例	義務

めざす成果4-1-2 河川の水質が向上している

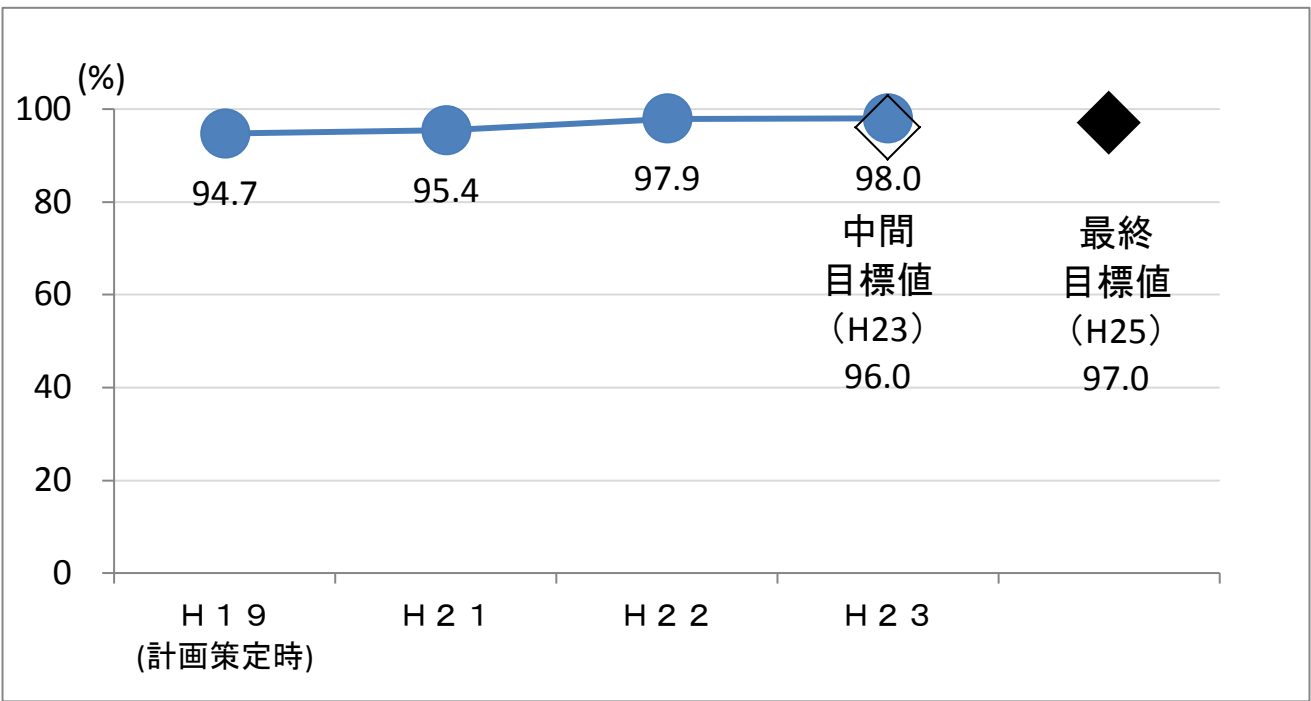
192. 境川、引地川の生物化学的酸素要求量（BOD）＊成果を計る指標



・生物化学的酸素要求量(BOD) ...河川の水の中や海水の中の汚染物質(有機物)が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要とされる酸素量のこと、単位は一般的にmg/lで表す。この数値が大きくなれば、その河川などの水中には汚染物(有機物)が多く、水質が汚濁していることを意味する。

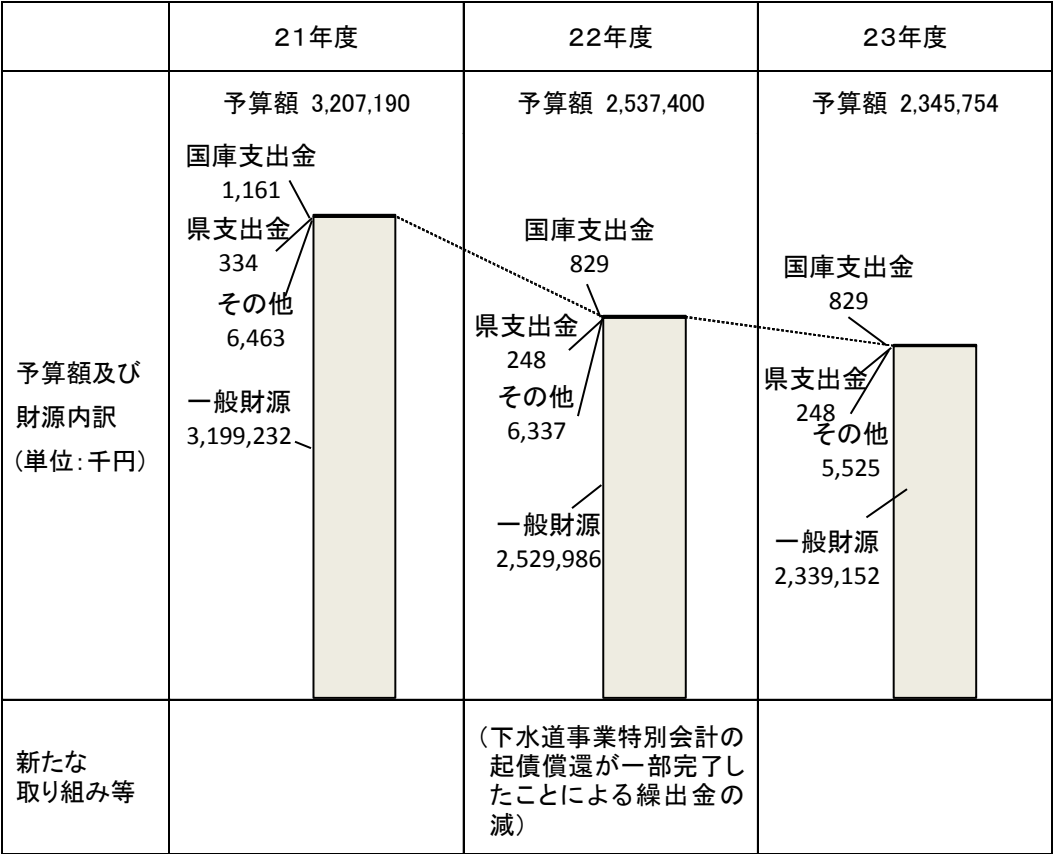
・値は、それぞれ4か所から月1回採取したサンプルの測定値の平均

193. 水洗化率 * 成果を計る指標



・水洗化率＝水洗化人口（処理区域内のうち下水道を利用できる人）÷ 処理区域内人口 × 100
※大和市の処理区域内は、市街化区域（2,007ha）です。

194. 予算額の推移（めざす成果 4-1-2 に係る事業費のみ）

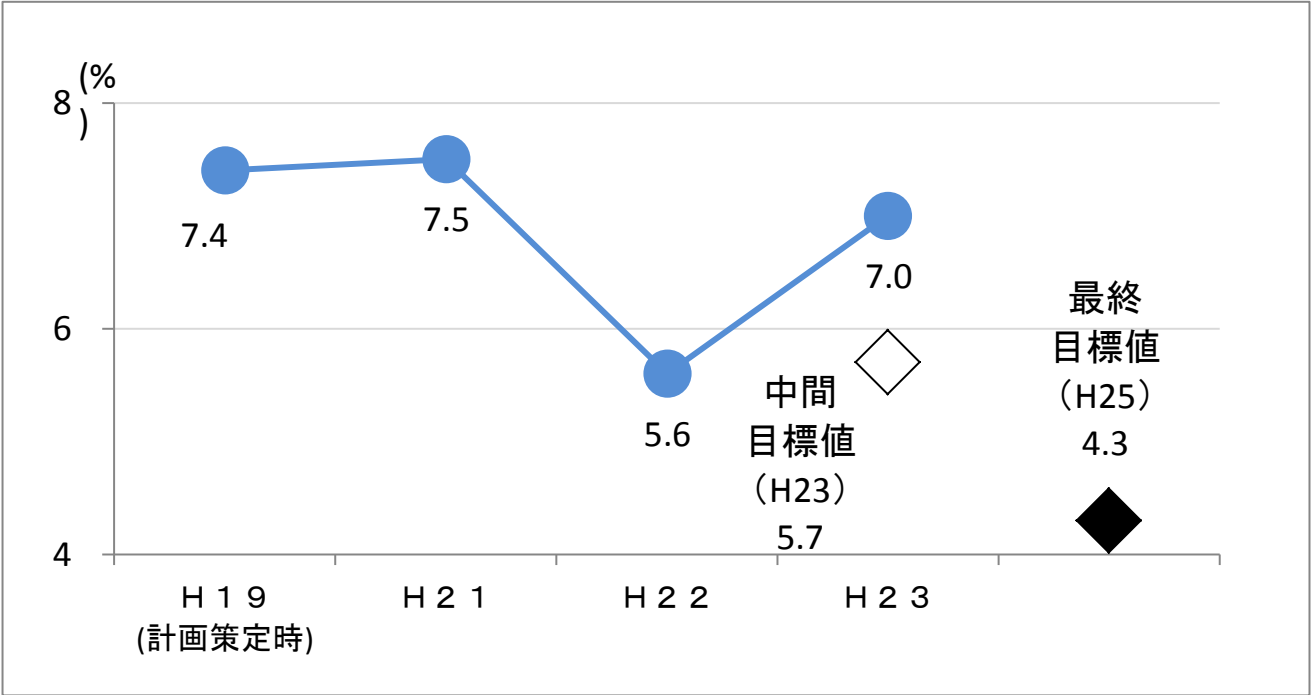


* 一般会計のみ

195. 関係する個別計画

計画等名称	策定年月 (予定年月)	計画期間 (始期)	計画期間 (終期)	主な内容や目的	計画の根拠	制定義務
大和市公共下水道全体計画	H24. 3	H24	H42	公共用水域の水質保全と浸水被害の防除等を目的とし、大和市公共下水道事業認可計画を作成するにあたり、概ね20年の下水道整備の基本方針を定める。	下水道法	義務
下水道中期ビジョン	H24. 3	H24	H30	新たな全体計画に基づき、概ね10年間で重点的に取り組む内容を示す。但し、今回は、総合計画を踏まえ平成30年とする	国土交通省所管公共事業の再評価実施要領	義務
社会資本総合整備計画（下水道）	H22. 7	H23	H25	「水の安全・安心基盤確保」に関する3～5年の整備計画を作成する。	社会資本整備総合交付金制度	任意
大和市生活排水処理基本計画	H20. 10	H20	H29	生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点から、生活排水処理率の目標を定めるなど、将来の方向性を示すもの。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律等	義務
大和市環境基本計画	H20. 3	H20	H42	大和市環境を守り育てる基本条例に基づき、環境保全等のための個別の施策を総合的かつ計画的に推進する上での、よりどころとなるもの。	環境基本法 大和市環境を守り育てる基本条例	義務

196. 環境基準項目不適合率 * 成果を計る指標

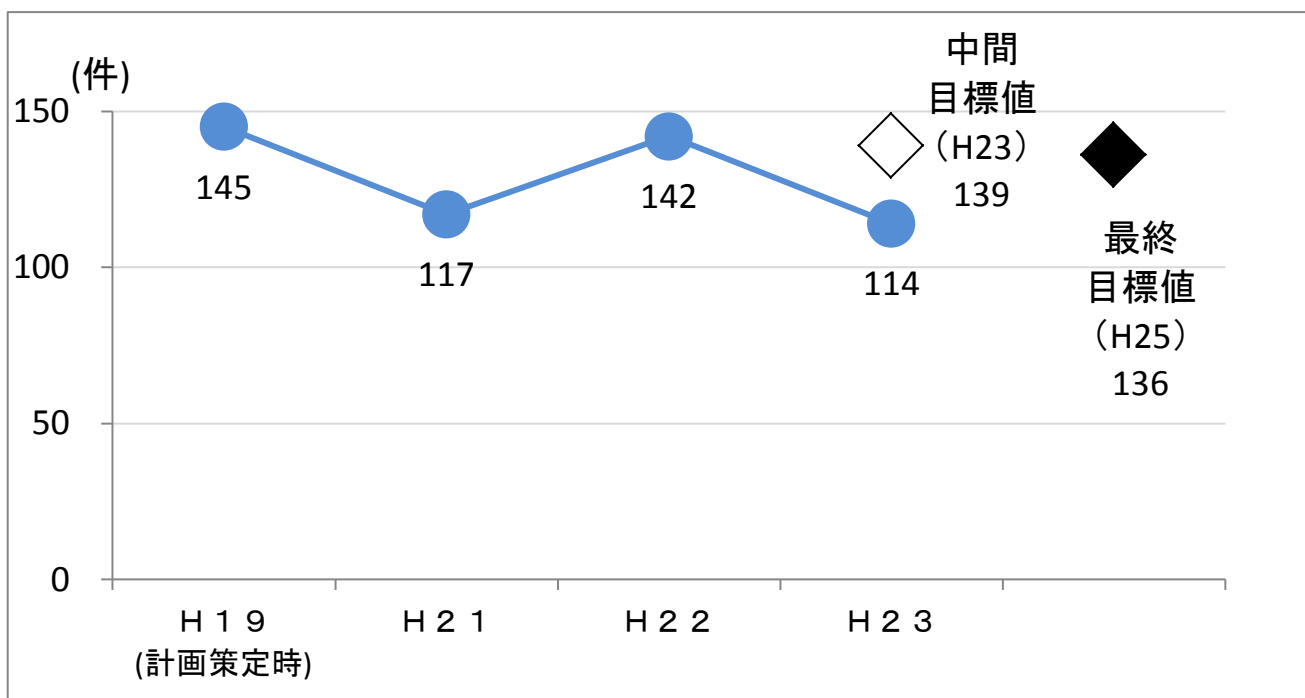


環境基準項目とは

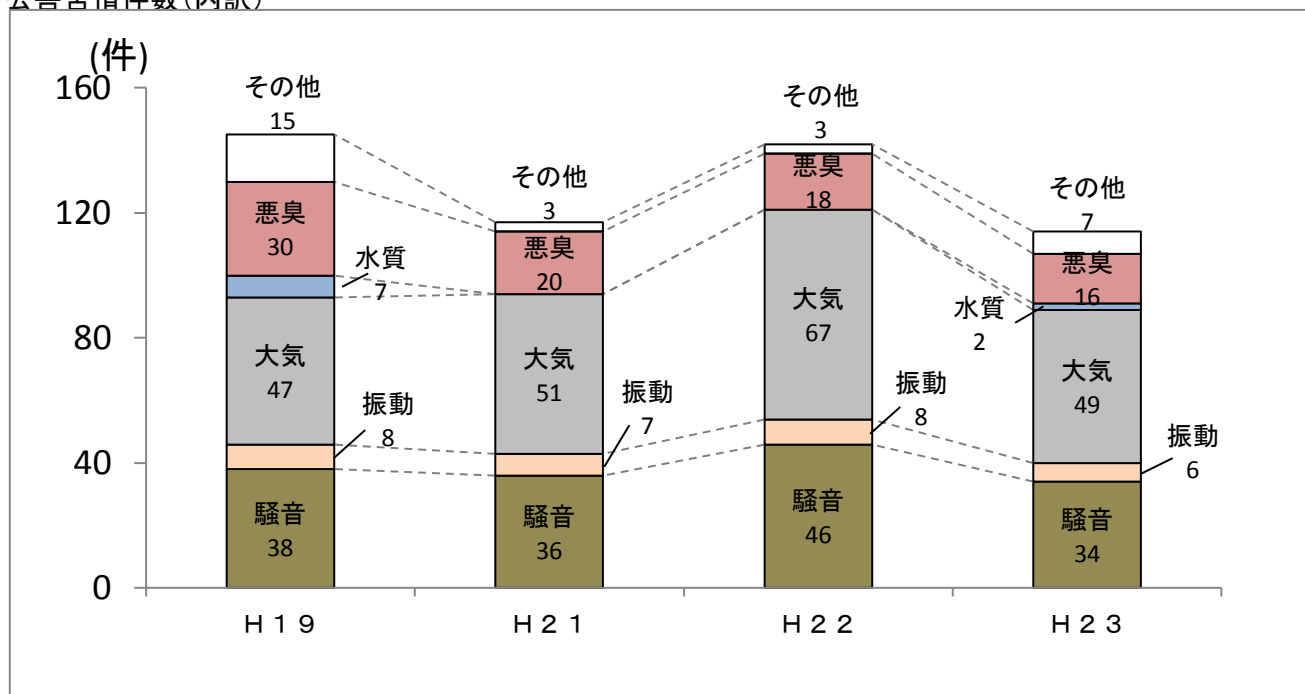
- ・環境基準は環境基本法において、「大気の汚染、水質の汚濁、地下水、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件についてそれぞれ人の健康を保護し、生活環境を保護する上で維持されることが望ましい基準」と定義されています。環境基準項目は、市民の健康、生活環境を損なうおそれがある物質に対し、汚染レベルを具体的に示し、地方公共団体等が環境基準を達成するため、総合的、計画的に実施する共通の努力目標とするものです。
- * 環境基準項目のうち、神奈川県が測定している大気中の浮遊粒子状物質がH22は基準を満足していましたが、H21とH23は基準を満足していなかったため、H22のみ不適合率が結果として低下しました。

・環境項目不適合率＝環境基準超過項目数÷当該年度測定環境基準項目数×100

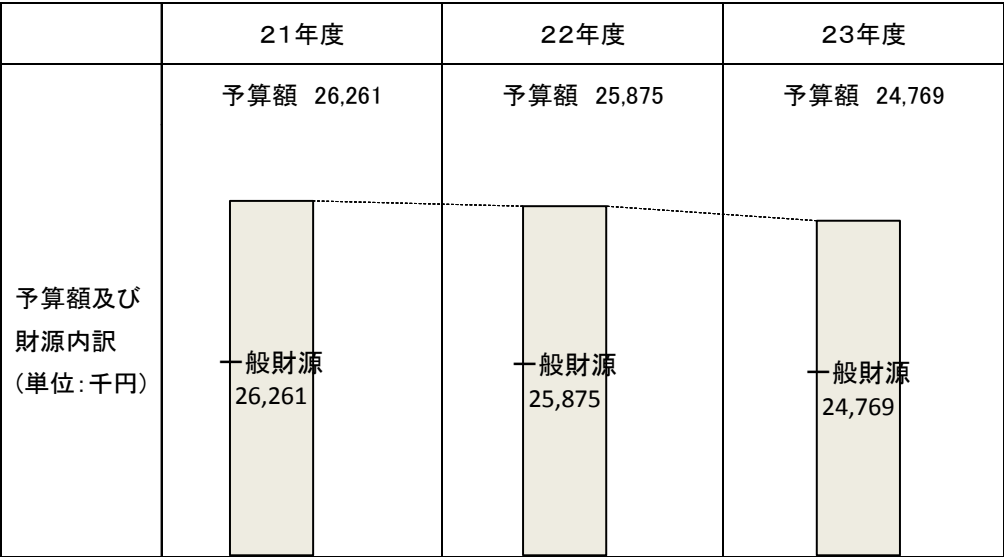
197. 公害苦情件数 * 成果を計る指標



公害苦情件数(内訳)



198. 予算額の推移（めざす成果４－１－３に係る事業費のみ）

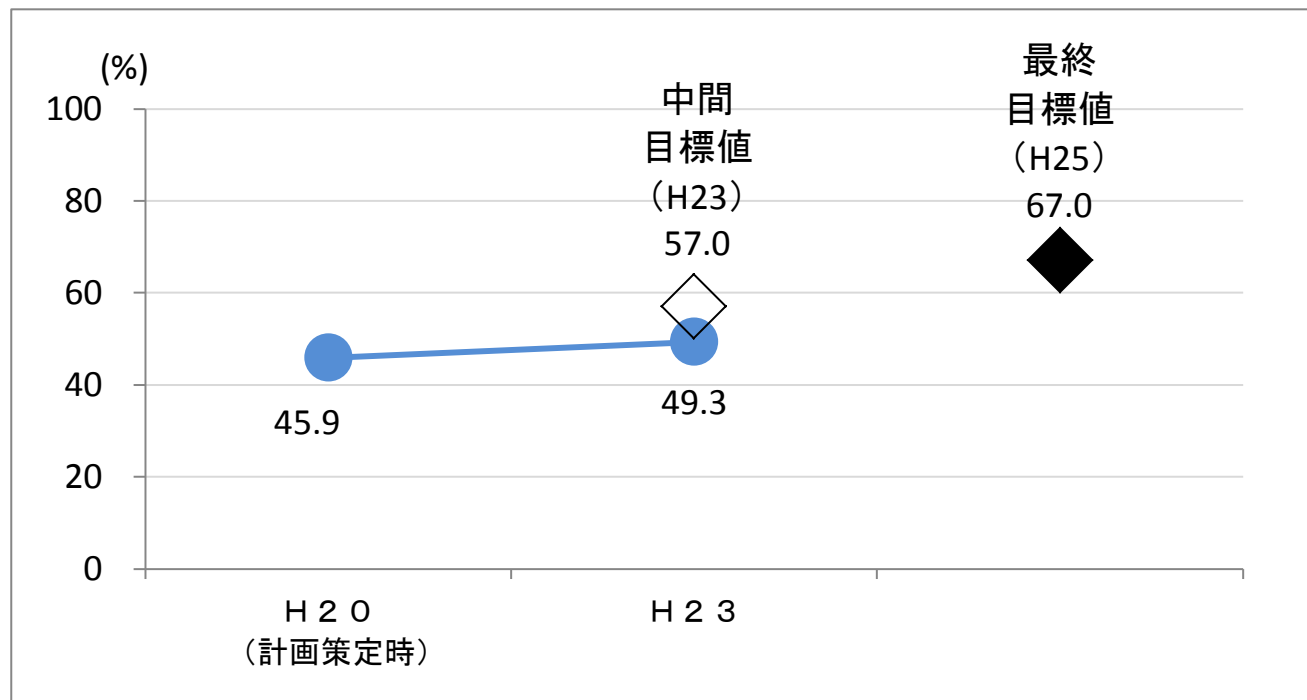


199. 関係する個別計画

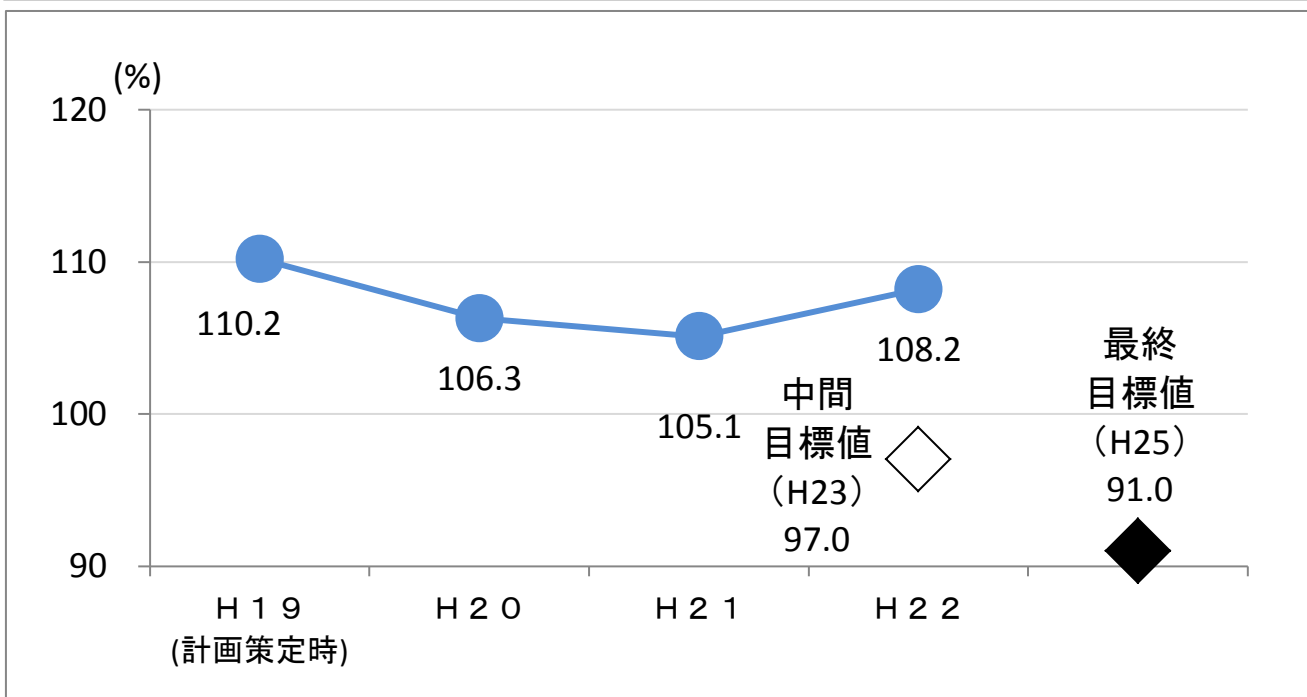
計画等名称	策定年月 (予定年月)	計画期間 (始期)	計画期間 (終期)	主な内容や目的	計画の根拠	制定義務
大和市地球温暖化対策実行計画	H23. 6	2008	2030	大和市の区域及び事務事業での温室効果ガス削減に対する中長期目標の設定、及びその施策展開を示し、低炭素都市の形成を推進する。	地球温暖化対策の推進に関する法律	義務
大和市生活排水処理基本計画	H20. 10	H20	H29	生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点から、生活排水処理率の目標を定めるなど、将来の方向性を示すもの。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律等	義務
大和市ごみ処理基本計画	H21. 8	H21	H30	ごみ処理に関する基本的な事項について定めるもので、今後の廃棄物行政における長期的かつ総合的な指針となるもの。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律等	義務
神奈川県 大和・高座地域循環型社会形成推進地域計画	H22. 12	H23	H27	国の循環型社会形成推進交付金を活用して一般廃棄物処理施設の整備を進めるに当たり必要な計画であり、循環型社会を形成していく上で必要な将来目標、施設整備、方策等を記載し、国へ提出するもの。	循環型社会形成推進交付金交付要綱等	義務
大和高座ブロックごみ処理広域化実施計画	H20. 3	H20	H29	循環型社会への転換を目指し、従来の市町村の枠組みを超え、より効率的かつ安全・安定的なごみの処理を確立する。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律等	義務
大和市 緑の基本計画	H22. 4	H22	H30	都市計画区域内における緑地の保全や緑化の推進に関する施策を総合的・計画的に実施する。	都市緑地法	任意
大和市分別収集計画（第6期）	H22. 7	H23	H27	容器包装廃棄物の3Rを推進し、市民・事業者・行政が一体となって循環型社会を形成する。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の推進等に関する法律	義務
平成23年度 大和市一般廃棄物処理実施計画（生活排水処理実施計画）	H23. 6	H23. 4	H24. 3	公共下水道の未整備地域における非水洗化世帯、単独浄化槽設置世帯に対する生活排水の適正な処理を推進する。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 大和市廃棄物の減量化、適正処理に関する条例	義務
大和市環境基本計画	H20. 3	H20	H42	大和市環境を守り育てる基本条例に基づき、環境保全等のための個別の施策を総合的かつ計画的に推進する上での、よりどころとなるもの。	環境基本法 大和市環境を守り育てる基本条例	義務

めざす成果4-1-4 環境に配慮して行動している

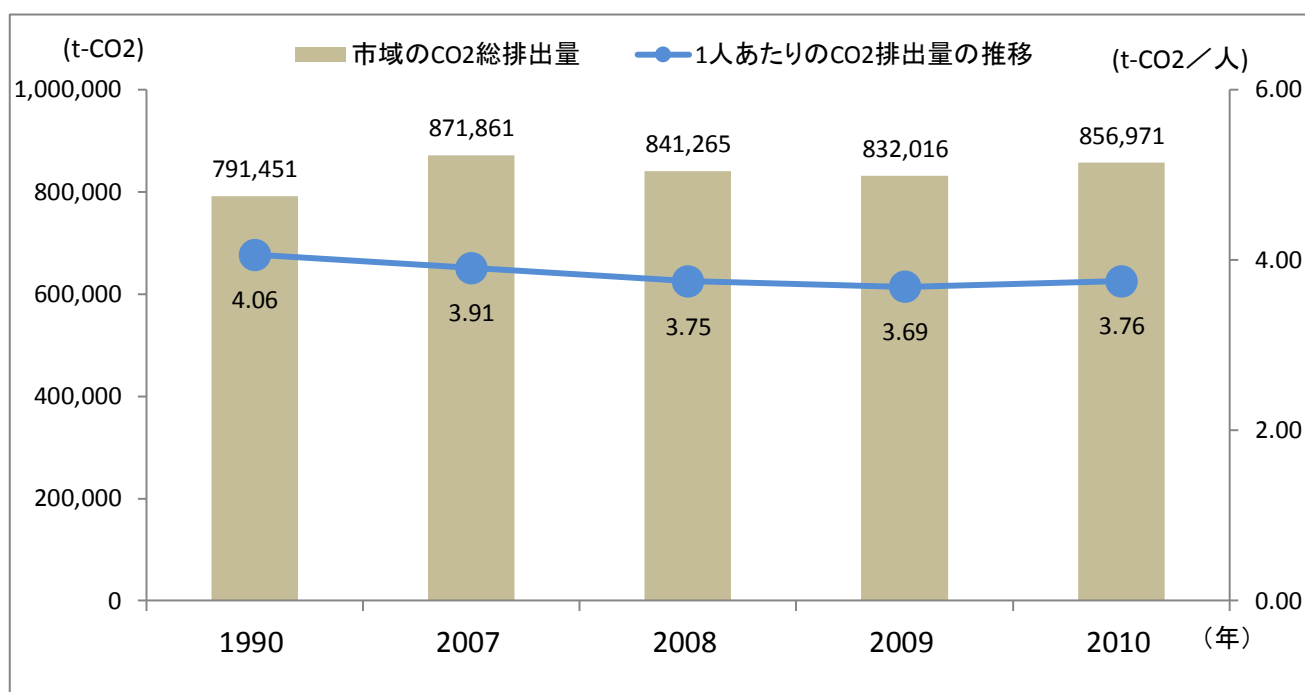
200. あなたの周りでは、環境に配慮している人が多いと思う * 成果を計る指標



201. 1990年度と比較した二酸化炭素排出量の増減 * 成果を計る指標

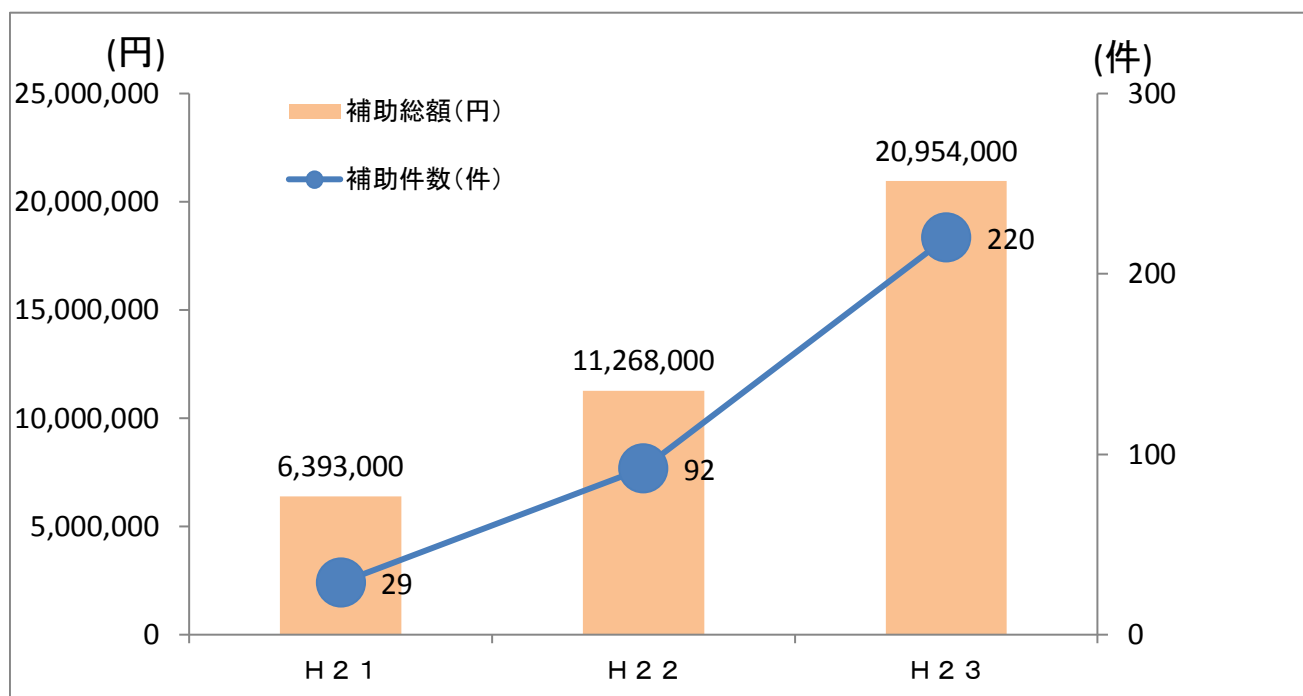


202. 1人あたりのCO2排出量の推移



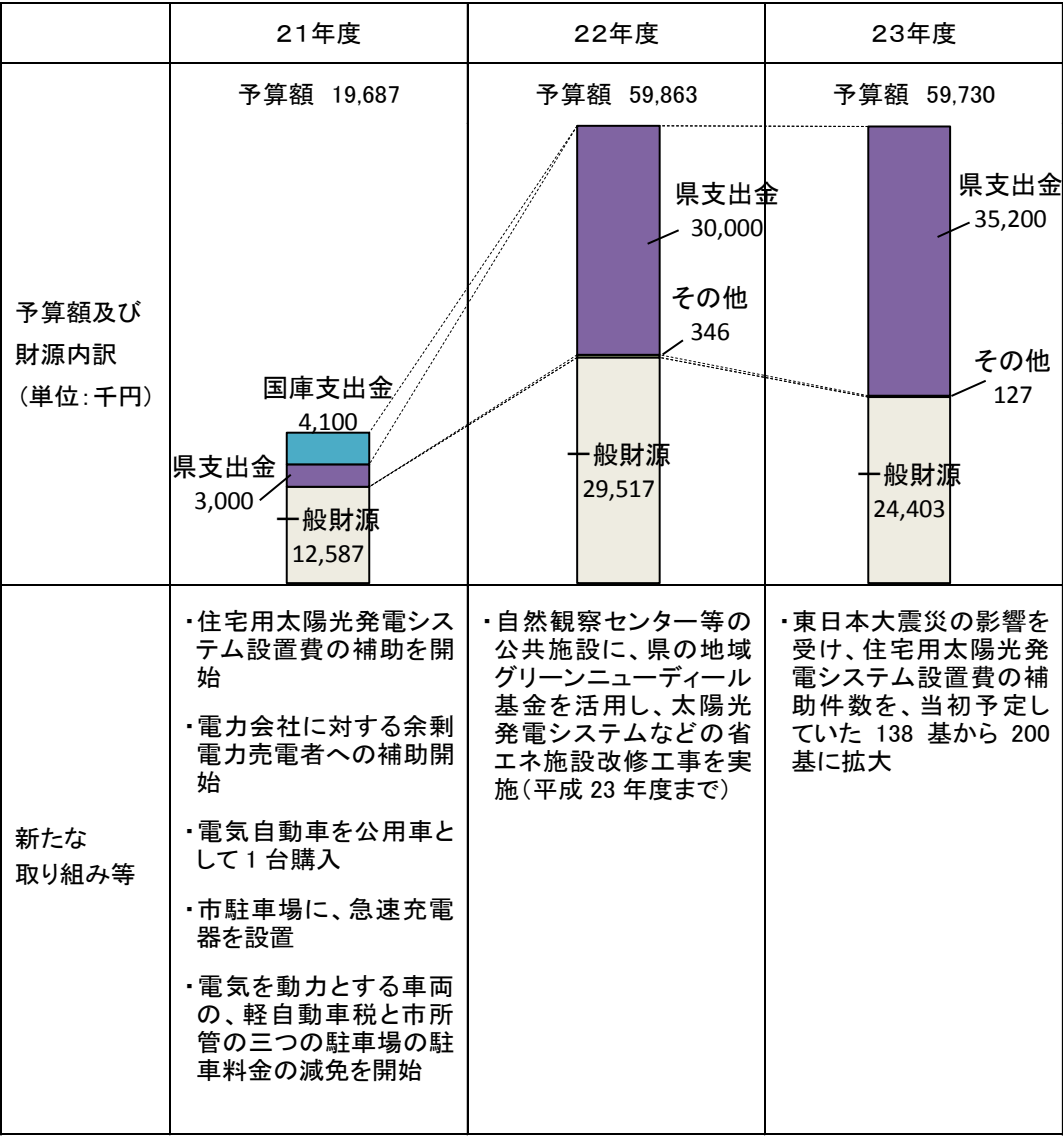
・市内における、電力、都市ガス、プロパンガス、水道、下水道、ガソリンの使用及びごみの焼却に伴う二酸化炭素発生量から係数をかけて算出。

203. 住宅用太陽光発電システム設置費補助実績



・住宅用太陽光発電システム設置補助・・・太陽光を直接電気に変える「太陽光システム」を設置する方へ、1KW当たり30,000円、上限104,000円を補助。

204. 予算額の推移（めざす成果4-1-4に係る事業費のみ）

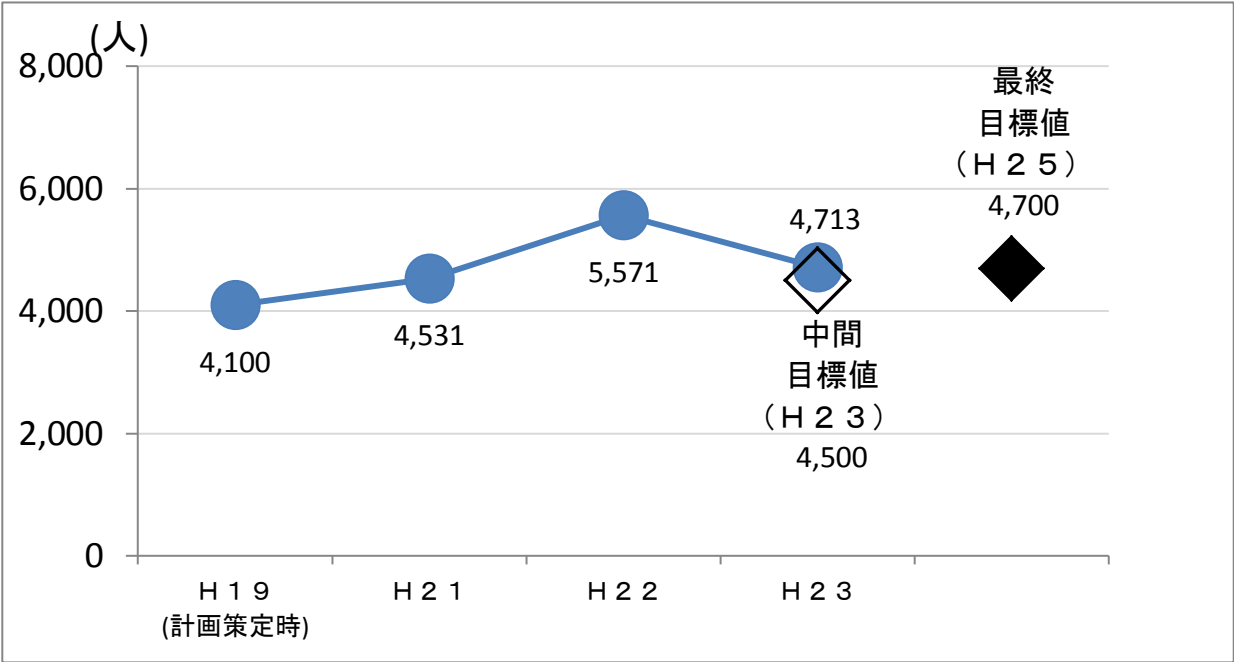


205. 関係する個別計画

計画等名称	策定年月 (予定年月)	計画期間 (始期)	計画期間 (終期)	主な内容や目的	計画の根拠	制定義務
大和市地球温暖化対策実行計画	H23. 6	2008	2030	大和市の区域及び事務事業での温室効果ガス削減に対する中長期目標の設定、及びその施策展開を示し、低炭素都市の形成を推進する。	地球温暖化対策の推進に関する法律	義務
大和市 緑の基本計画	H22. 4	H22	H30	都市計画区域内における緑地の保全や緑化の推進に関する施策を総合的計画的に実施する。	都市緑地法	任意
大和市環境基本計画	H20. 3	H20	H42	大和市環境を守り育てる基本条例に基づき、環境保全等のための個別の施策を総合的かつ計画的に推進する上での、よりどころとなるもの。	環境基本法 大和市環境を守り育てる基本条例	義務

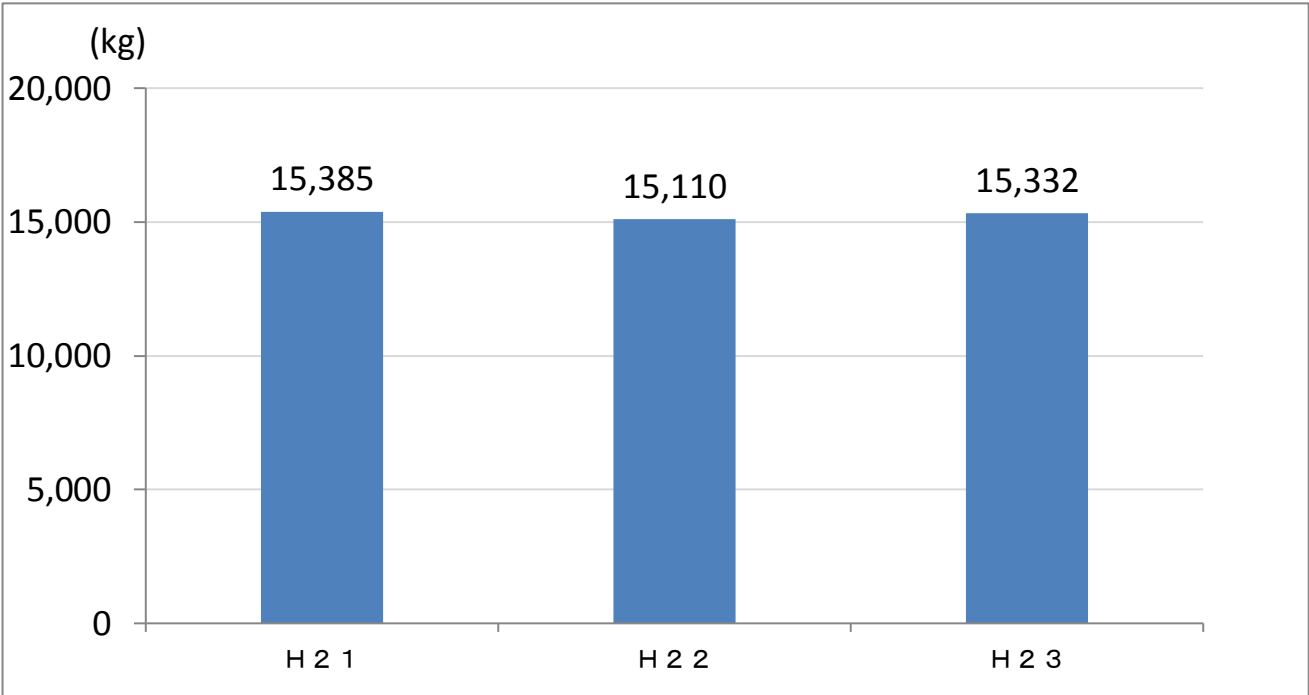
めざす成果4-1-5 ごみのない清潔なまちが維持されている

206. 大和市クリーンキャンペーン参加者数 * 成果を計る指標



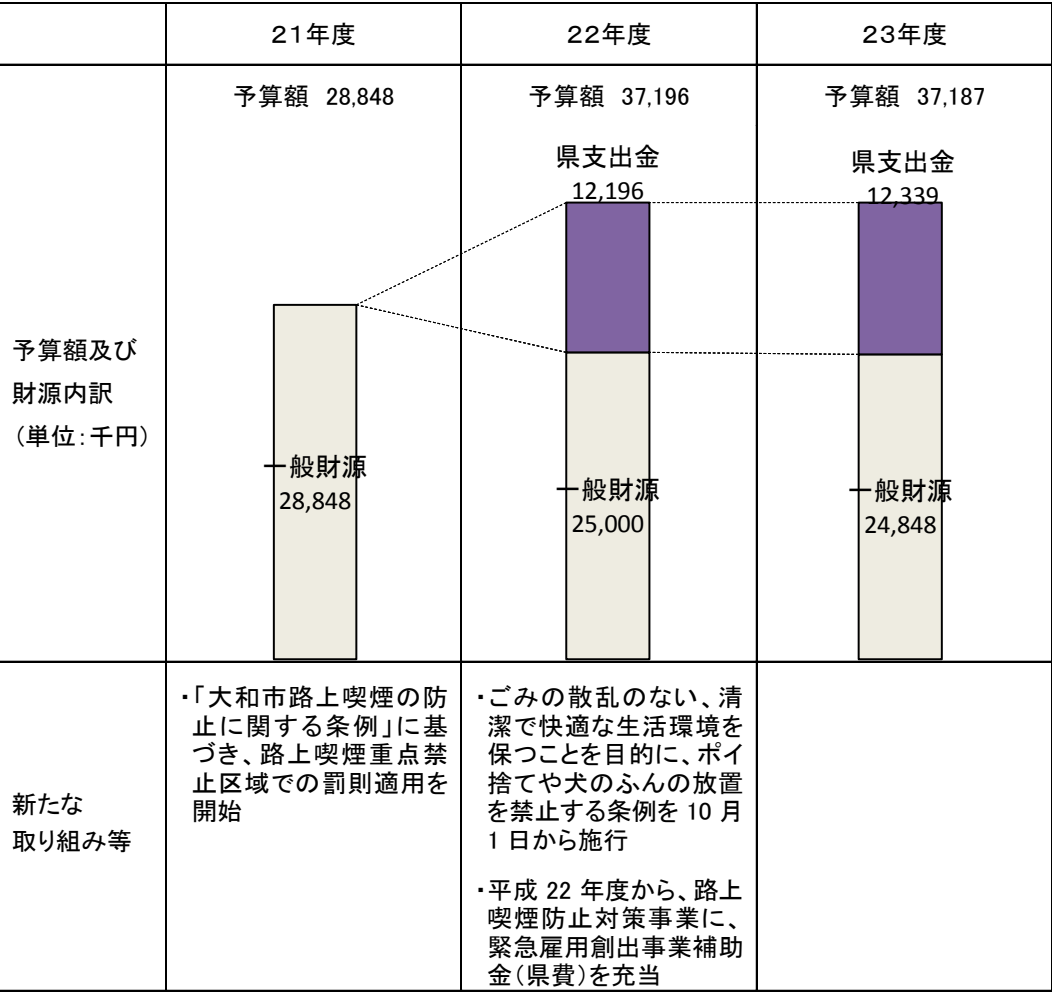
・大和市クリーンキャンペーン・・・5月の清掃の日、6月の不法投棄監視ウィーク、11月の大和市美化推進月間（事業所周辺クリーン活動、緑と水辺のクリーン活動、道路クリーン活動、駅前クリーン活動、ウォーキングコース・クリーン活動）、毎月の例月まち並み清掃などを実施。上記参加者数は、このうち美化推進月間の参加者数。

207. 不法投棄物回収量



- ・不法投棄...廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反して、同法に定めた処分場以外に廃棄物を投棄すること。
- ・パトロールや電話による通報により、職員が直接不法投棄現場に行き、回収する。
- ・不法投棄物回収量は、職員が直接回収した量を環境管理センターで計量している。

208. 予算額の推移（めざす成果４－１－５に係る事業費のみ）

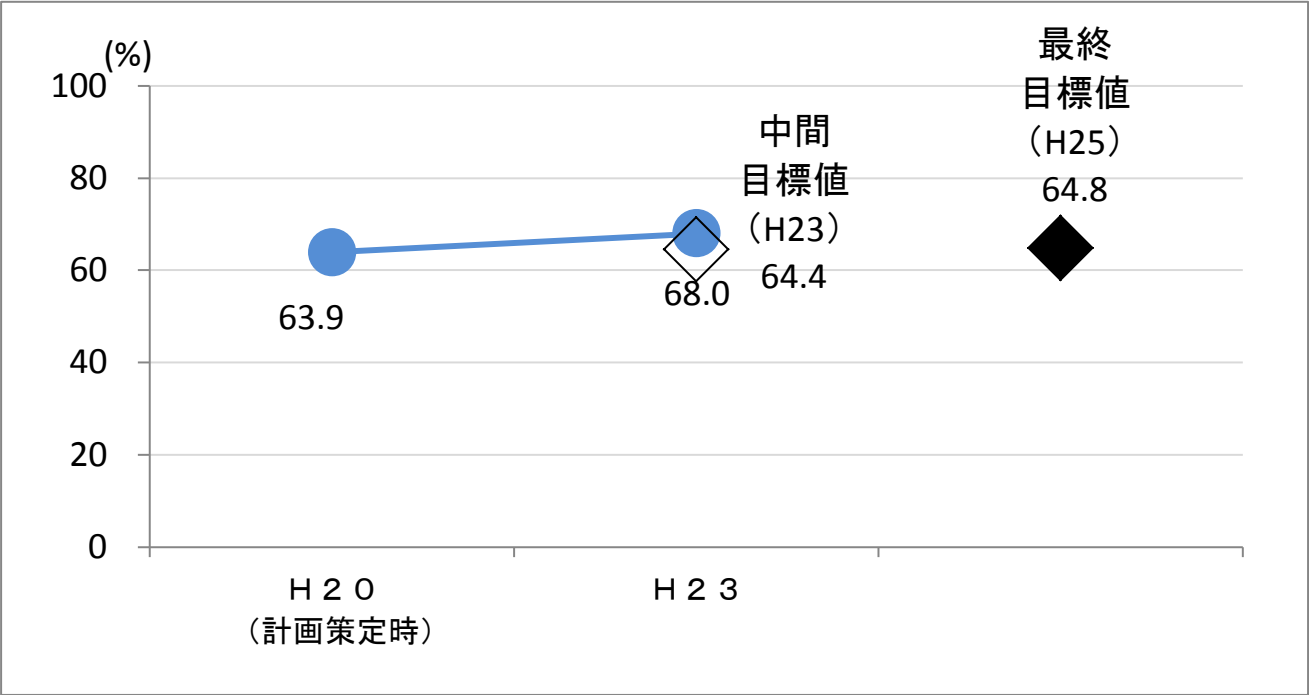


209. 関係する個別計画

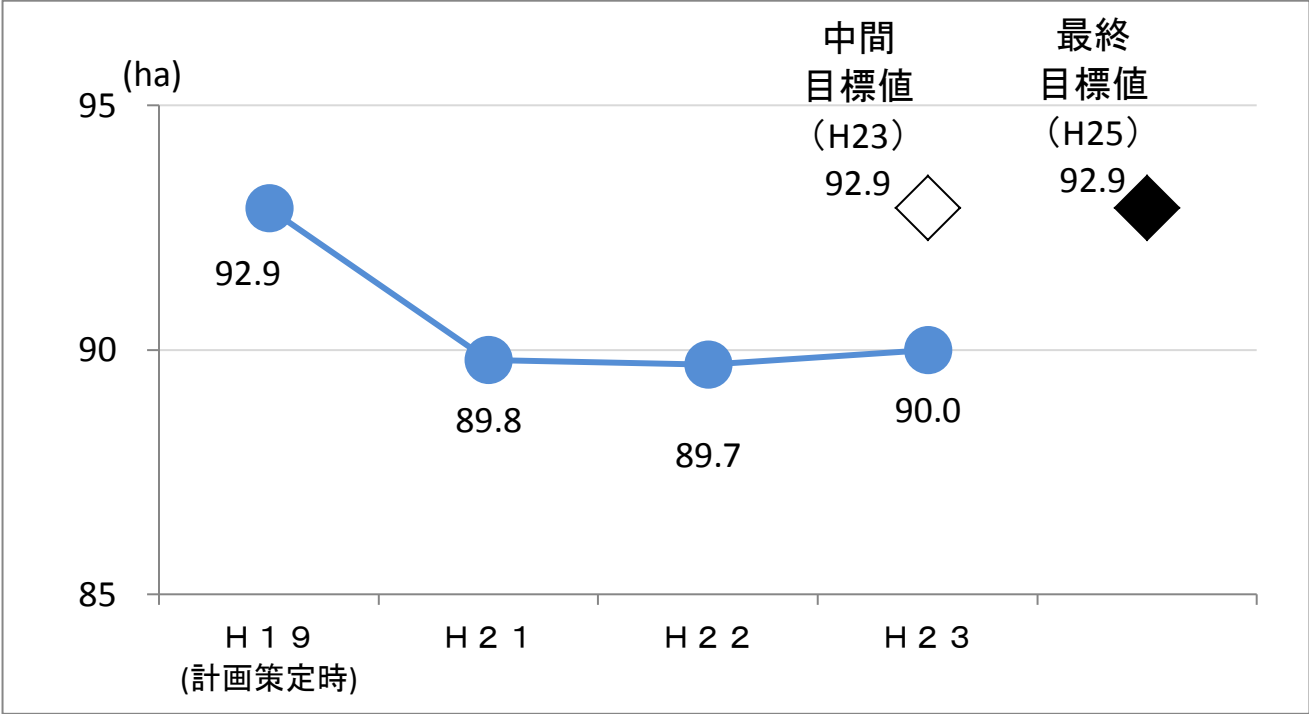
計画等名称	策定年月 (予定年月)	計画期間 (始期)	計画期間 (終期)	主な内容や目的	計画の根拠	制定義務
大和市ごみ処理基本計画	H21. 8	H21	H30	ごみ処理に関する基本的な事項について定めるもので、今後の廃棄物行政における長期的かつ総合的な指針となるもの。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律等	義務
大和市 緑の基本計画	H22. 4	H22	H30	都市計画区域内における緑地の保全や緑化の推進に関する施策を総合的計画的に実施する。	都市緑地法	任意
大和市分別収集計画（第6期）	H22. 7	H23	H27	容器包装廃棄物の3Rを推進し、市民・事業者・行政が一体となって循環型社会を形成する。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の推進等に関する法律	義務
大和市環境基本計画	H20. 3	H20	H42	大和市環境を守り育てる基本条例に基づき、環境保全等のための個別の施策を総合的かつ計画的に推進する上での、よりどころとなるもの。	環境基本法 大和市環境を守り育てる基本条例	義務

めざす成果4-2-1緑地が保全され、まちの中の緑化が進んでいる

210. 大和市には緑や公園が多いと思う市民の割合 * 成果を計る指標

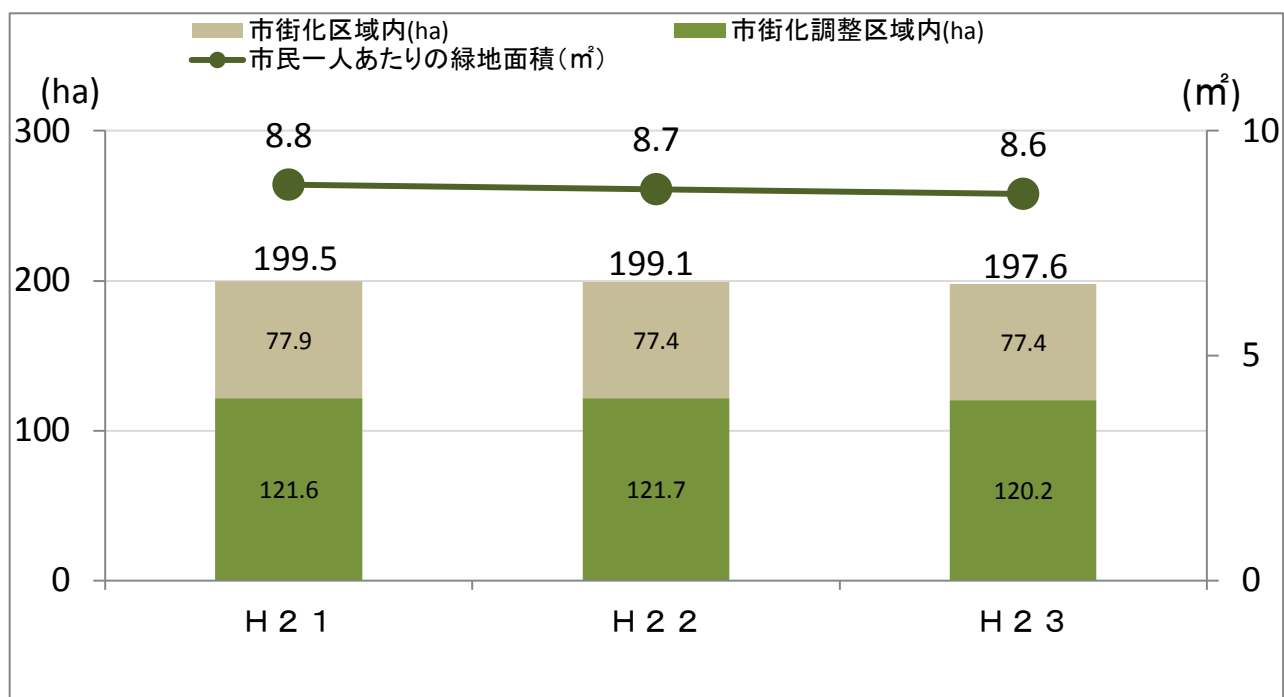


211. 保全を図っている緑地面積 * 成果を計る指標



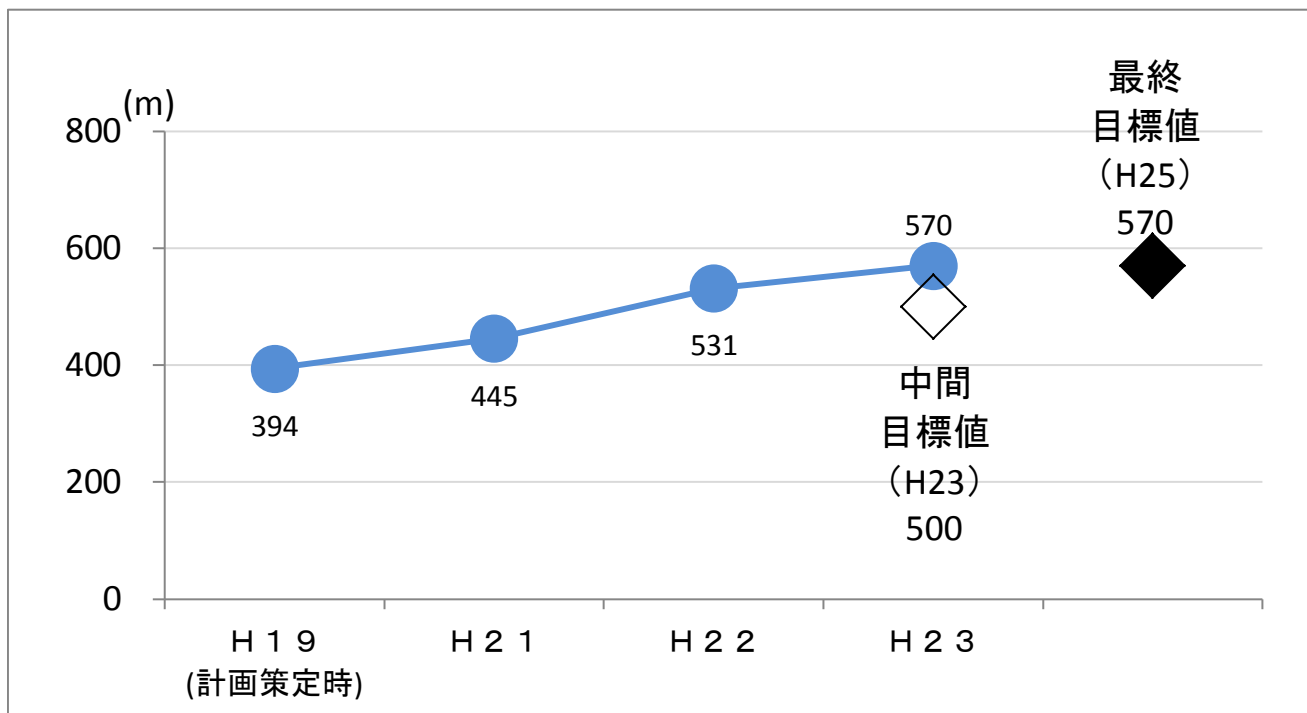
・保全を図っている緑地面積...大和市と賃貸借契約などで保全を図っている緑地面積＋行政で保有している面積

212. 緑地面積の推移(市民一人あたりの緑地面積)



・緑地面積...固定資産税統計表による山林、原野、緑地、公園の合計

213. 民有地に設置された生垣延長 (累計) * 成果を計る指標



- ・生垣設置助成制度を活用して設置された生垣延長の累計
- ・3メートル以上の生垣をつくる費用を助成。1メートル当たり5,000円、限度額10万円

214. 予算額の推移（めざす成果 4-2-1 に係る事業費のみ）

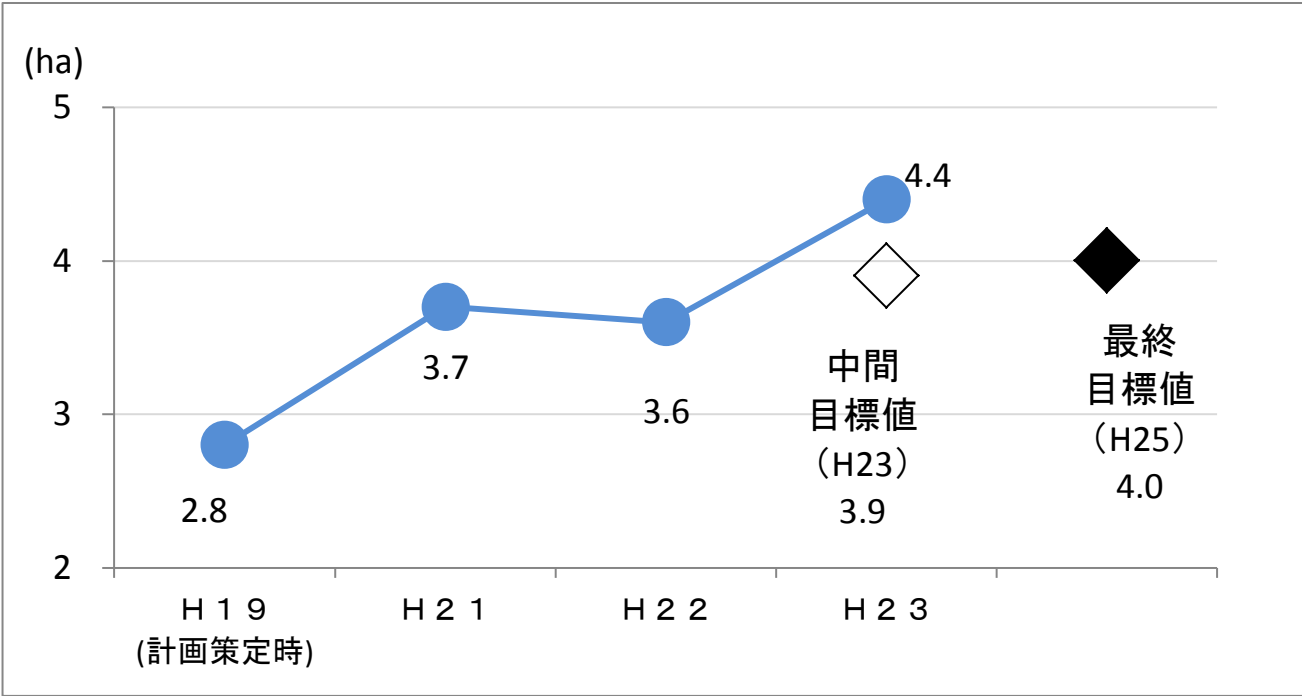
	21年度	22年度	23年度
予算額及び 財源内訳 (単位:千円)	予算額 191,892 県支出金 4,407 その他 21,823 一般財源 165,662	予算額 154,600 県支出金 7 その他 21,023 一般財源 133,570	予算額 150,091 県支出金 7 その他 18,300 一般財源 131,784
新たな 取り組み等	・「つま自然の森」について、地権者の協力を得て、関係機関との調整業務や、用地確保に向けて測量作業を実施 ・グリーンアップセンターの老朽化した空調設備を改修	・「人生の記念植樹」植樹祭の実施	・平成 7 年選定「大和市シンボルツリー100 選」の現存する 69 本から、市民の人気投票により「名誉の木」9 本が決定

215. 関係する個別計画

計画等名称	策定年月 (予定年月)	計画期間 (始期)	計画期間 (終期)	主な内容や目的	計画の根拠	制定義務
大和市地球温暖化対策実行計画	H23. 6	2008	2030	大和市の区域及び事務事業での温室効果ガス削減に対する中長期目標の設定、及びその施策展開を示し、低炭素都市の形成を推進する。	地球温暖化対策の推進に関する法律	義務
大和市緑の基本計画	H22. 4	H22	H30	都市計画区域内における緑地の保全や緑化の推進に関する施策を総合的計画的に実施する。	都市緑地法	任意
大和市環境基本計画	H20. 3	H20	H42	大和市環境を守り育てる基本条例に基づき、環境保全等のための個別の施策を総合的かつ計画的に推進する上での、よりどころとなるもの。	環境基本法 大和市環境を守り育てる基本条例	義務

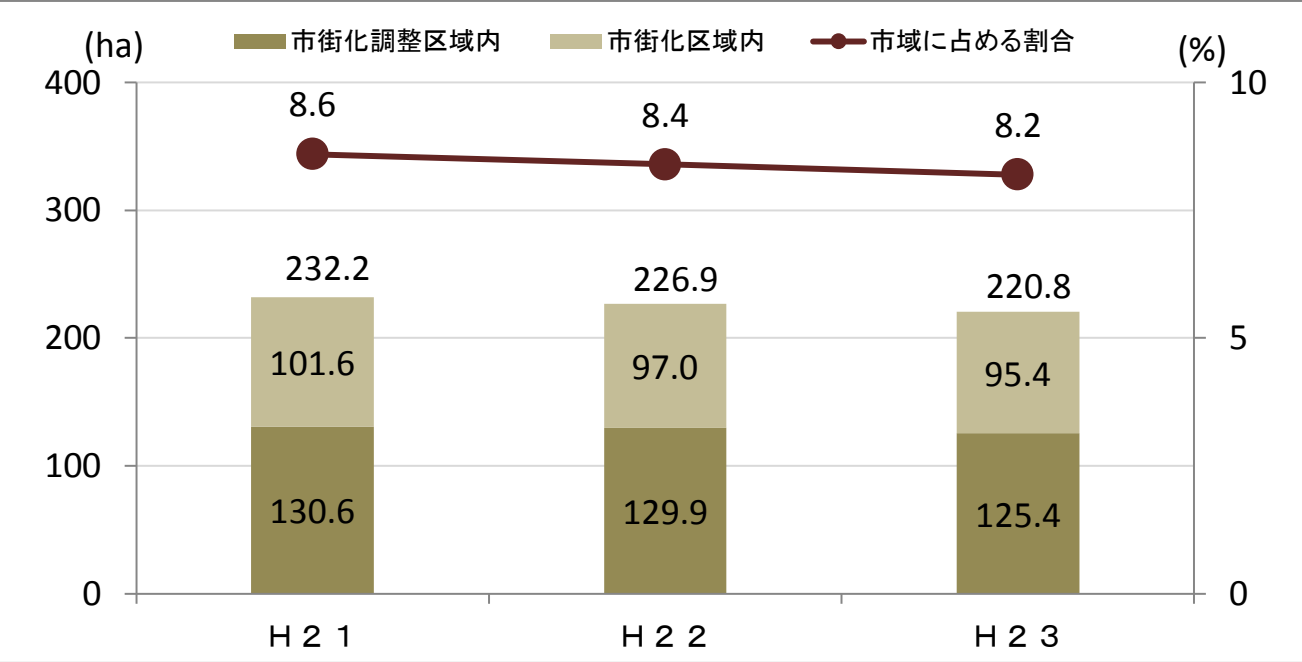
めざす成果4-2-2 身近な農地が大切にされている

216. 農用地の利用権設定面積 * 成果を計る指標



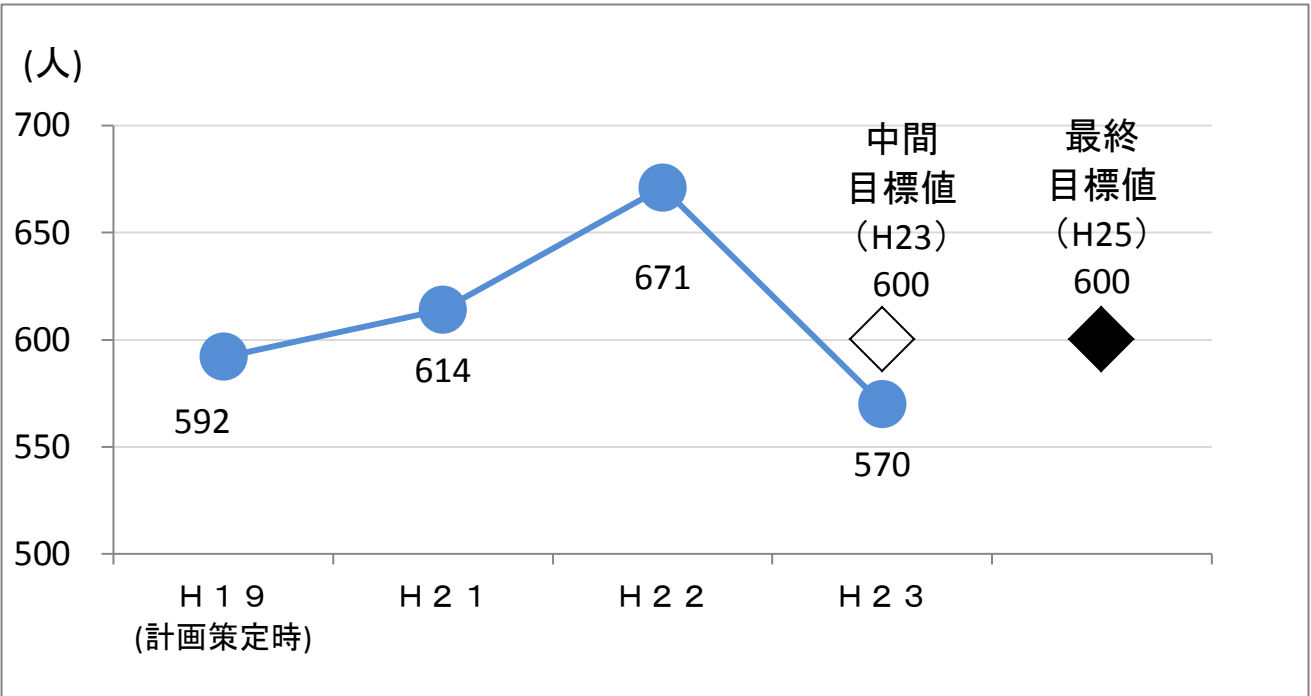
・農用地の利用権…小作権の移動を伴わない農地の貸借契約。農地の貸し借りが容易にできるため、農地の保全だけでなく、経営規模拡大を目指す農家と、高齢化等により経営規模を縮小せざるを得ない農家の双方にとってメリットがある。

217. 農地面積の推移（各年 8 月 1 日現在）

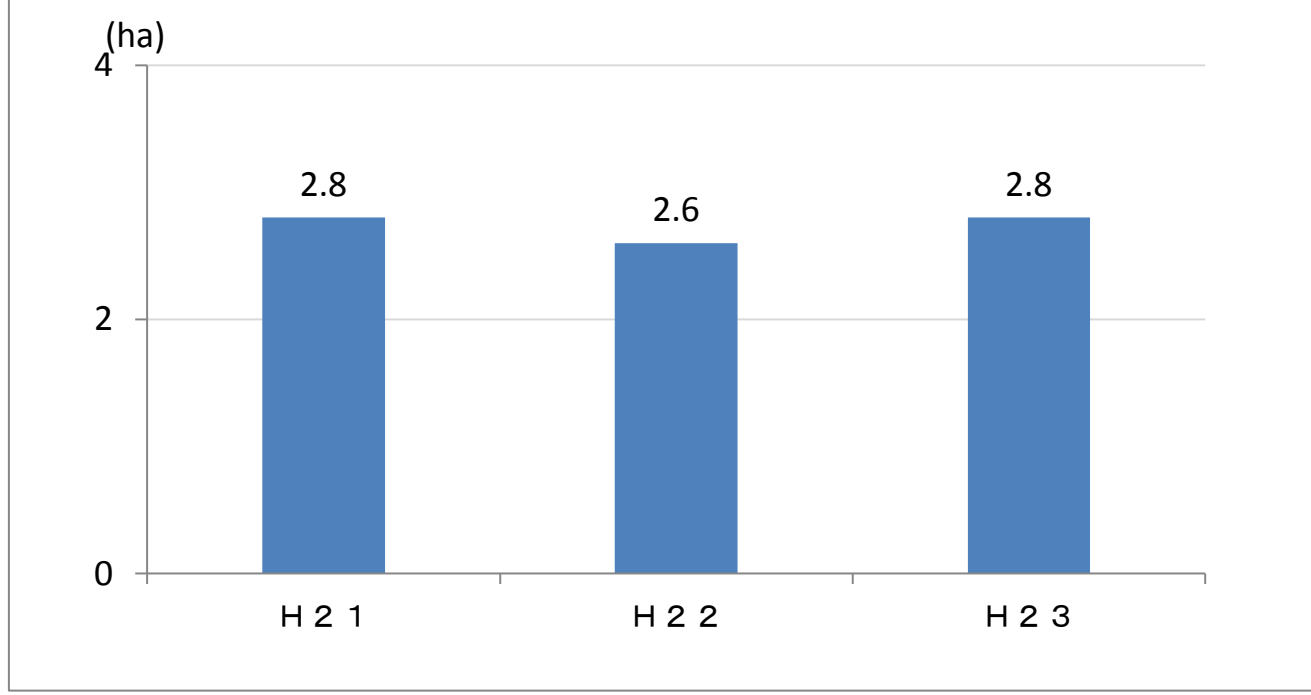


・農地面積…市内のすべての農地の総面積
・市域に占める割合…農地面積／市域面積2,706ha
・農地転用で宅地化されたことなどにより減少している

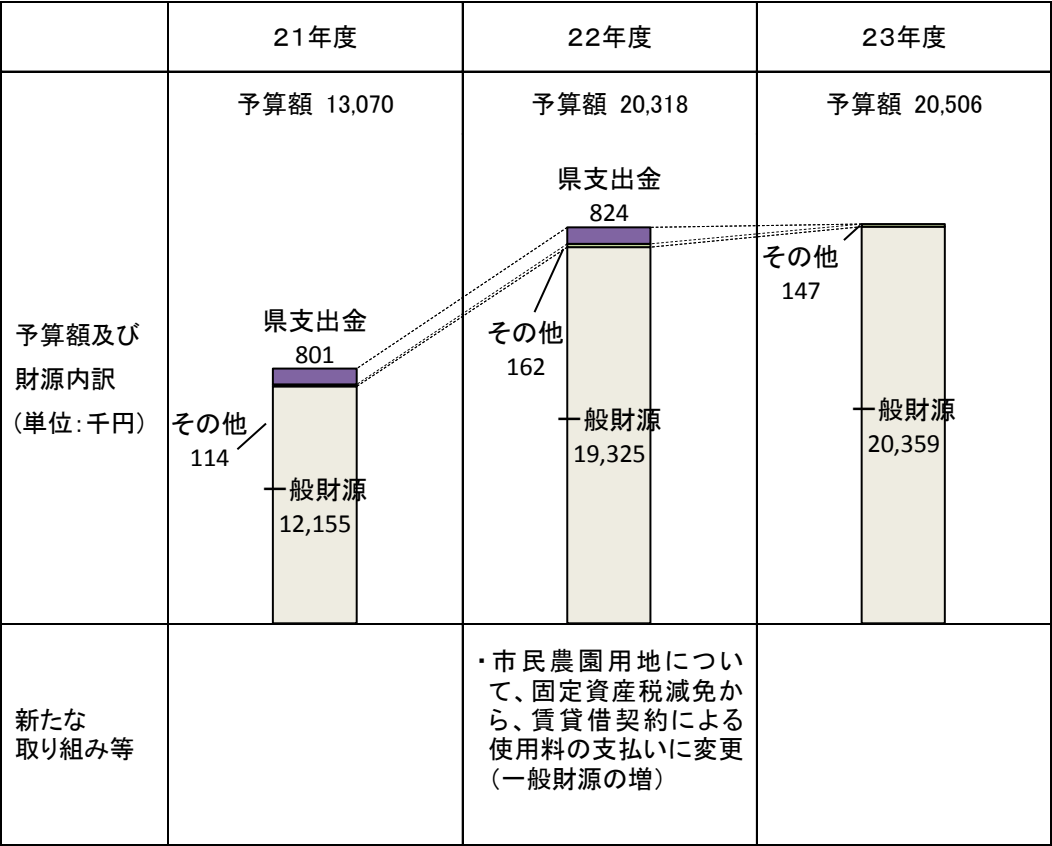
218. 市民農園応募者数 * 成果を計る指標



219. 市民農園用地面積



220. 予算額の推移（めざす成果４－２－２に係る事業費のみ）



221. 関係する個別計画

計画等名称	策定年月 (予定年月)	計画期間 (始期)	計画期間 (終期)	主な内容や目的	計画の根拠	制定義務
大和市地球温暖化対策実行計画	H23. 6	2008	2030	大和市の区域及び事務事業での温室効果ガス削減に対する中長期目標の設定、及びその施策展開を示し、低炭素都市の形成を推進する。	地球温暖化対策の推進に関する法律	義務
大和市緑の基本計画	H22. 4	H22	H30	都市計画区域内における緑地の保全や緑化の推進に関する施策を総合的計画的に実施する。	都市緑地法	任意
大和市農業振興地域整備計画	H25. 3	25	H29	農業振興地域や農用地を見直し新たな計画書を作成して農業振興を図る。	農業振興地域の整備に関する法律	義務
大和市環境基本計画	H20. 3	H20	H42	大和市環境を守り育てる基本条例に基づき、環境保全等のための個別の施策を総合的かつ計画的に推進する上での、よりどころとなるもの。	環境基本法 大和市環境を守り育てる基本条例	義務